

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成20年3月5日（水）

職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課



障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案の概要 ～意欲・能力に応じた障害者の雇用機会の拡大～

趣旨

1 障害者の就労意欲の高まり

求職件数: 7. 8万(H10)→10. 4万(H18)
就職件数: 2. 6万(H10)→4. 4万(H18)

地域の身近な雇用の場である
中小企業での障害者雇用が
低下傾向(大企業では増加傾向)
※ 実雇用率は、100人～299人規模の
企業が最も低い状況

改正内容

1 中小企業における障害者雇用の促進

- ① 障害者雇用納付金制度の適用対象の範囲拡大
障害者雇用納付金制度(納付金の徴収・調整金の支給)が適用される
対象範囲を常用雇用労働者101人以上の中小企業に拡大
(一定期間は、常用雇用労働者201人以上の中小企業まで拡大)
※ 現行は経過措置により301人以上の事業主のみ

② 就用率の算定の特例

- 中小企業が、事業協同組合等を活用して、共同で障害者を雇用する
仕組みを創設
※ 事業協同組合等が、共同事業として障害者を雇用した場合に、
当該組合等と組合員企業などをまとめて雇用率を算定
※ 併せて、中小企業に対する支援策を充実、経過措置として
負担軽減措置を実施

2 短時間労働への対応

福祉から雇用への移行が進められ、また、高齢
障害者がパルタイムで働くことが困難な場合がある中、短時間労働に対する障害者のニーズが相当
程度あるのにに対し、現行制度は対応できていない。

2 短時間労働に応じた雇用率制度の見直し

- 障害者の雇用義務の基礎となる労働者及び雇用障害者に、
短時間労働者(週20H以上30H未満)を追加

3 その他

- 特例会社(※)がない場合であっても、企業グループ全体で
雇用率を算定するグループ適用制度の創設
※ 障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

施行期日

平成21年4月1日施行予定。ただし、
1. 平成22年7月1日(101人以上企業への拡大については、平成27年4月1日)
2. 平成22年7月1日

事業主の雇用義務としては、
現行法は週30時間以上の
常用雇用を基本
〔短時間労働者の雇用者の受入れの
インセンティブが乏しい。〕

中小企業における障害者の雇用の促進

○ 全体の雇用状況は着実に進展している一方、中小企業では低調

- ・ 実雇用率が近年大幅な低下。特に100～299人規模の企業は、企業規模別で最低(1.30%)。
- ・ 障害者雇用に関する考え方についても、企業規模300人を境とした違いがみられるところ。

○ 中小企業における障害者雇用の促進の必要性

必須性

- ・ 我が国の大半を占める中小企業において、障害者の雇用の場を確保することは重要であり、また、中小企業は、障害者に対し、雇用の場を提供することができる地域の主要な担い手としても重要な立場だが、中小企業における障害者雇用の状況が低い水準にあり、中小企業における障害者雇用の促進が必要。

○ 障害者雇用納付金制度の現状

- ・ 納付金は、障害者雇用促進法上、本則においては、すべての事業主が雇用する労働者の数に応じて平等に負担することとされているが、附則において、当分の間の暫定措置として、300人以下の規模の企業からは徴収しないこととされている。

○ (改正の内容)

○ 中小企業における経済的負担の調整の実施

- ・ これまで300人以下の企業に対しては、暫定措置として適用を猶予してきた障害者雇用納付金制度について、一定の範囲の中小企業(101人以上)に対し、適用。
- ・ この場合、一定範囲の中小企業のうち、比較的大きい中小企業(201人以上)から対象とする。

○ 就業率算定の特例

- ・ 複数の中小企業が、事業協同組合等を活用して共同して事業を行う場合であって、事業協同組合等において障害者を雇用して事業を行うときに障害者雇用率制度を適用する。

※ 併せて、障害者雇用についての理解の促進、マッチング及び職場定着に関する支援策等を充実、また、経過措置として負担軽減措置を実施

障害者の短時間労働について

○ 短時間労働に関する障害者のニーズ

- ・ 障害者の求職者の38.8%、授産施設等利用者の45.7%が、短時間労働(週30時間未満)を希望。
- ・ また、障害程度が重い程、短時間労働を希望(重度45.3%、軽度33.3%)。

○ 障害者雇用における短時間労働の位置づけ

- ・ 障害の特性や程度、加齢に伴う体力等の面での課題に対応する就業形態として、有効。
- ・ 福祉的就労から一般雇用へ移行していくための段階的な就業形態として、有効。

(現行の障害者雇用率制度の対象範囲)

		週30時間以上	週20～30時間
身体障害者		○	(短時間労働者)
重度	重度	○	○
知的障害者	重度	○	-
精神障害者	重度	○	○

- 週所定労働時間が30時間以上の労働者が、法定雇用障害者数の算定の基礎となる。
- 短時間労働者については、重度の身体障害者・知的障害者と精神障害者が、実雇用率のカウント対象となっている。
※ ○ダブルカウント、△0.5カウント、△0.5カウント

(改正の内容)

○ 障害者の短時間労働に対する障害者雇用率制度の適用

- ・ 障害者雇用率制度において、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働についても、雇用義務の対象とする。
 - ・ この場合、短時間労働者及び短時間労働の障害者について、0.5カウントとして算定する。
- 適用時期
・ 短時間労働を雇用義務の対象とするに当たっては、一定の準備期間を設ける。

特例子会社がない場合の企業グループに対する障害者雇用率制度の適用

- 特例子会社を持たない場合でも、一定の要件の下で、グループ全体を親会社に合算して実雇用率を算定する。

地域障害者職業センターの業務の追加

- 地域障害者職業センターの専門性とノウハウを活かして、地域の就労支援機関に対する助言・援助等の業務をセンターの基幹業務の一つとして新たに位置づけ、地域の就労支援力の底上げを図る。

障害者に対する就労支援の推進について、当省が実施する主な取組を紹介する。また、就労支援に関する議論で最も多く扱われる問題である「就労意欲の低さ」や「就労意欲の持続性」について、その実態と課題を踏まえ、今後の方針を示す。

障害者に対する就労支援の推進

～平成20年度 障害者雇用施策関係予算案のポイント～

本年度は、就労意欲の低さに対する取り組みとして、就労意欲の持続性を高めるための就労意欲の持続性向上支援事業を新設する。また、就労意欲の持続性向上支援事業に併せて、就労意欲の持続性向上支援事業の運営にあたる障害者雇用担当官の配置を充実する。

障害者に対する就労支援の推進

平成19年12月
厚生労働省
職業安定局 障害者雇用対策課
職業能力開発局 能力開発課

施策の概要

障害者雇用に関する状況をみると、平成18年度におけるハローワークの新規求職申込件数や就職件数が過去最高となるなど、障害者の「働きたい」という意欲がこれまでにない高まりをみせている。

また、障害者自立支援法の下、障害者がその能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援が行われるとともに、特別支援教育により、障害のある生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組への支援も行われているところであり、福祉、教育の分野におけるこうした動向を踏まえ、障害者の希望や能力に応じて雇用に結び付けていく必要性が高まっている。

こうした中、政府全体としても、障害者雇用に係る取組の充実が図られているところであり、最近の各種の施策の取りまとめにおいても、障害者雇用に係る取組が重要な位置付けとして盛り込まれているところである。

このため、平成20年度においては、上記の状況を踏まえつつ、①雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化、②障害者雇用促進法制の整備、③障害者雇用の底上げのための関係者の意識改革、④障害の特性に応じた支援策の充実・強化、⑤障害者に対する職業能力開発の推進により、障害者の雇用促進を図ることとする。

平成20年度予定額 16,780 (13,882) 百万円

I 雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化

1 ハローワークを中心とした、地域の関係機関との連携による「チーム支援」（「地域障害者就労支援事業」）の強化等

[予定額 638 (129) 百万円]

ハローワークが中心となって、地域の福祉施設、特別支援学校等の関係機関と連携して、「障害者就労支援チーム」を編成し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う取組（チーム支援）について、関係機関との連絡調整等を担う「就労支援コーディネーター（仮称）」を配置する等、体制・機能の強化を図る。

また、「就職ガイダンス」等の実施により、ハローワークのマッチング機能の充実・強化を図る。

2 障害者就業・生活支援センター事業の拡充

[予定額 2,509 (1,242) 百万円]

障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障

害者就業・生活支援センター」について、「成長力底上げ戦略」において、全障害保健福祉圏域に設置することとされたこと等を踏まえ、設置か所数を大幅に拡充する。また、センターの支援対象者の増加を踏まえ、実施体制を充実するとともに、職場定着機能を強化する。
(設置か所数 135センター → 205センター)

3 障害者の就労支援を担う人材の育成・確保のあり方に関する調査研究（新規）

[予定額 11(0)百万円]

障害者の就労支援を担う人材の育成・専門性の向上を図るため、雇用、福祉、教育等の各分野で就労支援を担う人材について、分野横断的な育成・確保のあり方について、幅広い見地から検討を行う。

4 障害求職者と企業とのマッチング支援ツールの整備（新規）

[障害者雇用納付金事業]

障害者と企業とのミスマッチを解消するため、障害者の適性・能力や適切な支援方法、アピールポイント等を記述できる「障害者マッチングシート（仮称）」を開発するとともに、特に中小企業において、障害者の雇用の体制・条件整備を促進するための「障害者雇用自己診断チェックシート（仮称）」を開発することとする。

5 障害者トライアル雇用事業の拡充

[予定額 1,072(902)百万円]

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させて常用雇用へ移行するため、短期間の試行雇用（トライアル雇用）を実施する。

(対象者数 8,000人 → 9,500人)

Ⅱ 障害者雇用促進法制の整備

1 障害者雇用促進法制の整備（新規）

[予定額 18(0)百万円]

障害者雇用対策の充実強化に向け、短時間労働に対応した障害者雇用率制度の見直し、中小企業における障害者の雇用促進、福祉、教育等との連携による障害者の就労支援の強化等について、関係審議会の検討結果を踏まえ、障害者雇用促進法制について所要の整備を行う。

III 障害者雇用の底上げのための関係者の意識改革

1 障害者雇用の底上げのための意識改革・支援ネットワーク形成推進事業（新規）

[予定額 234 (0) 百万円]

障害者の一般雇用への移行を促進するため、関係者から国民一般に至るまで幅広い層の意識改革を図るため、インターネットを通じた情報の共有・流通、障害者雇用支援優良企業による積極的な働きかけや働く障害者からのメッセージの発信他地域の事業主集団による意識改革セミナーの開催等により、働く障害者を支援するネットワークを構築・強化し、障害者雇用の取組の推進を図る。

2 地域の事業主団体を活用した「障害者雇用に関する意識改革促進事業」の推進

（新規）

[予定額 72 (0) 百万円]

地域の事業主団体を活用して、「意識改革セミナー」を開催し、企業における具体的な障害者雇用の取組を促進するとともに、地域の福祉施設・特別支援学校等関係者との交流等を通じた意識改革を図り、地域の関係者が一体となった障害者雇用の取組の推進を図る。

IV 障害の特性に応じた支援策の充実・強化

1 精神障害者の特性に応じた支援策の充実・強化（「精神障害者ステップアップ雇用奨励金（仮称）」の創設等）（新規）

[予定額 290 (0) 百万円]

精神障害者の障害特性を踏まえ、一定程度の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指すことができる制度（「精神障害者ステップアップ雇用奨励金（仮称）」）を創設するとともに、「精神障害者就職サポーター（仮称）」を配置し、ハローワークにおける精神障害者のカウンセリング機能を強化することにより、精神障害者の雇用促進のための包括的な支援を実施する。

2 医療機関等との連携による精神障害者の就労支援の推進

[予定額 45 (47) 百万円]

医療機関等を利用している精神障害者を対象に、就職活動のノウハウ等を付与するジ

ヨブガイダンスを、ハローワークが実施するとともに、医療から雇用への移行を促す就労支援モデルを構築する。

3 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの推進

[予定額 85 (89) 百万円]

ハローワークにおいて、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向け専門支援を希望しない者については、きめ細かな就職支援を実施する。

また、専門支援機関である地域障害者職業センター及び発達障害者支援センターにおいて、発達障害者に対する専門的な就労支援を効果的に実施する。

4 発達障害者の就労支援者育成事業の推進

[予定額 12 (13) 百万円]

発達障害者支援センターにおいて、医療、保健、福祉、教育等関係機関の発達障害者支援関係者に対する就労支援ノウハウの付与のための講習等を実施するとともに、発達障害者と支援者による体験交流会を開催する。

V 障害者に対する職業能力開発の推進

1 民間を活用した機動的かつ実践的な職業訓練の推進

[予定額 1,800 (1,487) 百万円]

障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充により職業訓練機会の充実を図るとともに、特別支援学校と連携したより早い段階からの職業能力開発を行い、一般就労に向けた切れ目のない支援を実施する。

(対象者数 6,600人 → 8,150人)

2 政令指定都市における職業能力開発推進基盤の強化

[予定額 217 (55) 百万円]

教育、福祉の実施主体である政令指定都市において、特別支援学校の生徒及び就労移行支援事業利用者等の態様やニーズを踏まえた職業訓練をより一層推進する第2期障害者職業能力開発プロモート事業を実施する。

(実施箇所数 6か所 → 17か所)

3 一般校を含めた公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進

[予定額 4,023 (4,287) 百万円]

障害者職業能力開発校において、職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置いた支援を実施するとともに、一般の職業能力開発校において知的障害者等を対象とした訓練コースの設置を促進し、身近な地域での職業訓練機会を拡充する。

4 発達障害者に対する職業訓練の推進

[予定額 106 (53) 百万円]

一般の職業能力開発校における発達障害者対象の職業訓練コースを拡充するとともに、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の運営する障害者職業能力開発校において、発達障害者の職業訓練を本格実施する。

(実施箇所数 3か所 → 8か所)

裁判員制度

平成21年
5月までに
始まり
ます。

裁判員制度

より多くの方に、参加していただくために。

裁判員制度は、国民から選ばれる裁判員が、
刑事裁判に参加する制度です。
6人の裁判員と3人の裁判官が、
ともに刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、
有罪の場合どのような刑にするかを判断します。

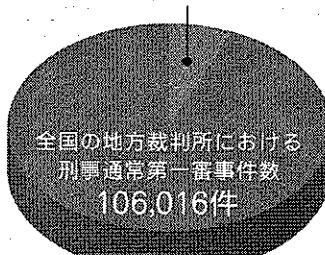
◎裁判員裁判の対象事件

●裁判員裁判対象事件数の内訳

強盗致傷(939)／殺人(642)
現住建造物等放火(331)／強
姦致死傷(240)／傷害致死
(181)／強制わいせつ致死傷
(161)／強盗強姦(153)／強
盗致死(72)／危険運転致死
(56)／その他(336)

裁判員裁判対象事件数

3,111件



上記事件数は、平成18年に地方裁判所で受理した事件数。

◎裁判員制度は、 平成21年5月までに、 全国60か所で始まります。

●地方裁判所の本庁50か所

都道府県庁所在地のほか、函館、旭川、釧路

●地方裁判所の支部10か所

八王子、小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、
小倉、郡山

裁判員は、それぞれの裁判所の管轄区域内に居住
する有権者から選ばれます。

◎裁判員裁判の日数

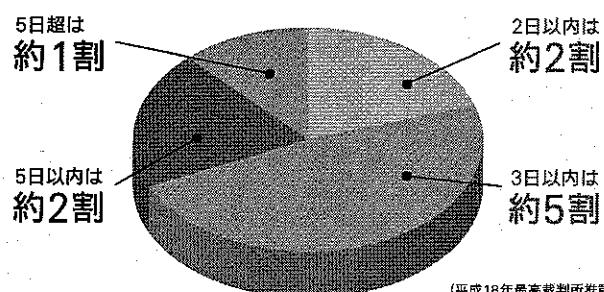
裁判員の負担を軽減するためにも、裁判にかかる日数ができるだけ短くなるように、さまざまな工夫や努力を行います。たとえば、裁判における争点や証拠を事前に整理したり、できるだけ裁判を連日的に開廷したりすることによって、多くの事件は、数日間で終わります。

裁判は、昼食などをはさんで5～6時間。

事件によって異なりますが、たとえば、午前9時30分頃に裁判所に来て、昼食時間や休憩等をはさんで午後5時頃まで裁判や評議、打ち合わせを行うといったスケジュールとなります。

裁判にかかる日数、3日以内が約7割。

【想定される裁判日数】



(平成18年最高裁判所推計)

3日以内の事件では、連続して開廷する予定です。また、5日超の事件については、1週間に開廷する日数を3日程度とするなど、みんなの負担ができるだけ小さくなるよう検討しています。

◎裁判員等になる確率

●1年間で裁判員または補充裁判員になる確率は、
約4000人に1人。(補充裁判員を2人
選ぶと仮定した場合)

●1年間で裁判員候補者になる確率は、
約330人～660人に1人。(選ぶと仮定した場合
1件あたり50人～100人)

(平成18年最高裁判所推計)

国民のみなさんが参加することによって、
ひとりひとりの感覚や経験に根ざした、
新鮮で多様な視点がもたらされます。

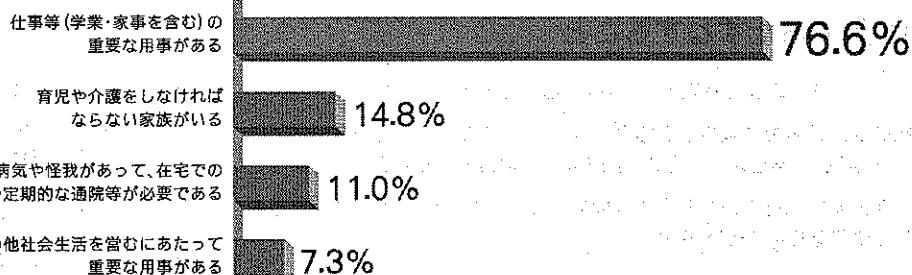
裁判員は、20歳以上の有権者の中から選ばれます。このうち、勤めている方は、5割以上。
会社経営に携わる方々には、特別な有給休暇制度を創設するなど、
従業員が裁判に参加しやすい環境づくりをお願いします。

(平成19年8月労働力調査より)

◎国民みんなの参加困難な理由

裁判員として参加できない具体的な理由として、もっとも多く挙げられたのは、「仕事等(学業・家事を含む)の重要な用事がある」でした。

【参加できない理由】

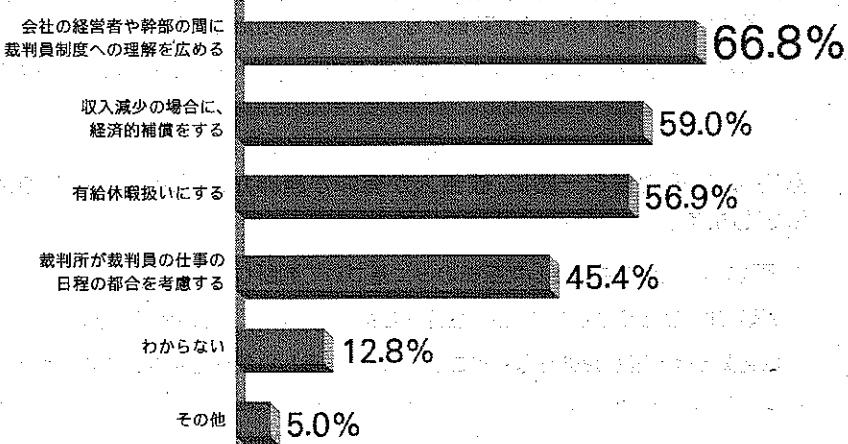


(「裁判員制度についてのアンケート」平成18年最高裁判所)

◎裁判員裁判に参加しやすくするための環境整備

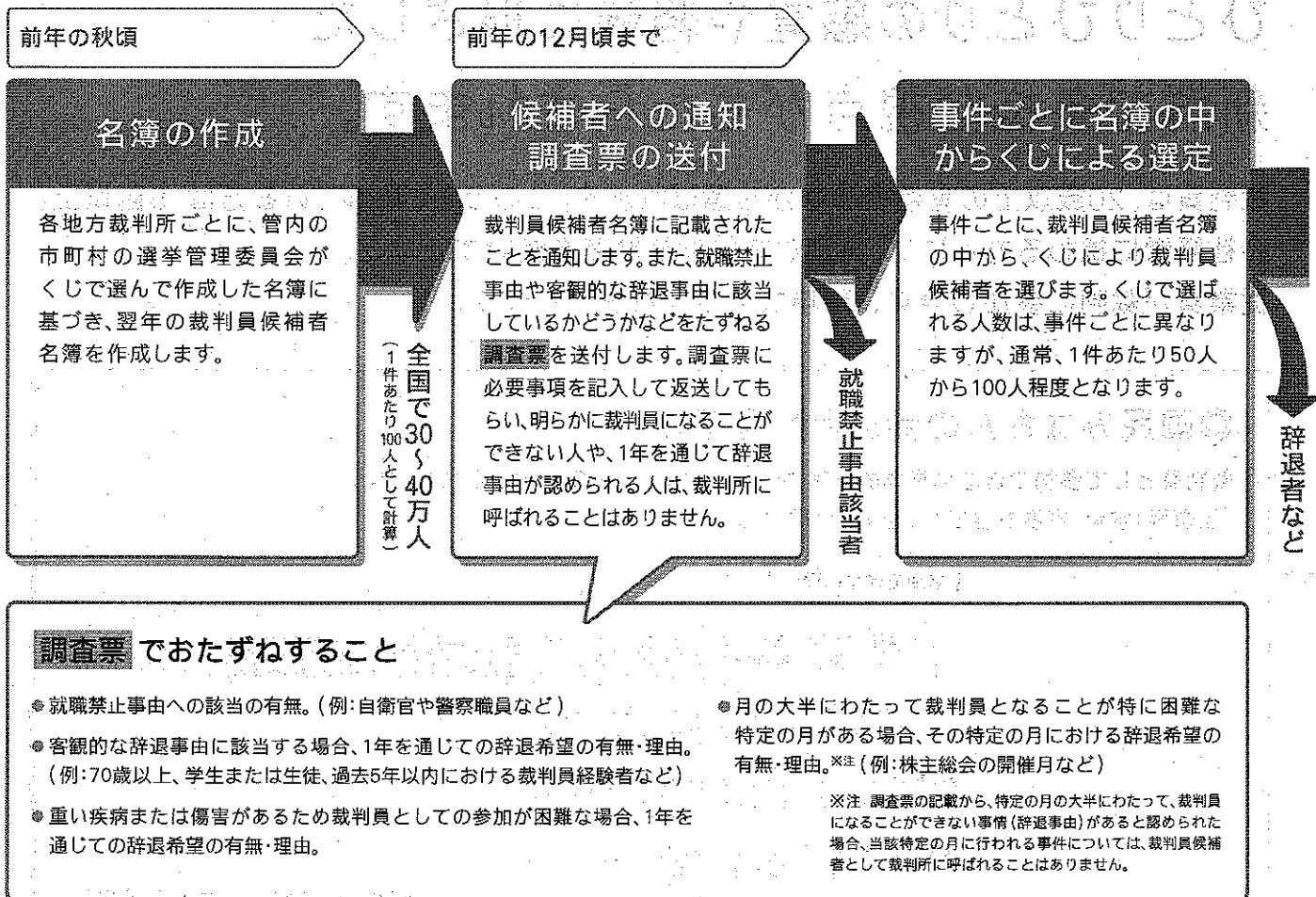
サラリーマンなどが裁判員の役目を果たしやすいうようにするために、どのようにすればよいか? もっと多かった回答は、「会社の経営者や幹部の間に、裁判員制度への理解を広める」でした。

【国民(サラリーマン)が裁判員として参加しやすくするために実施すべき環境整備】

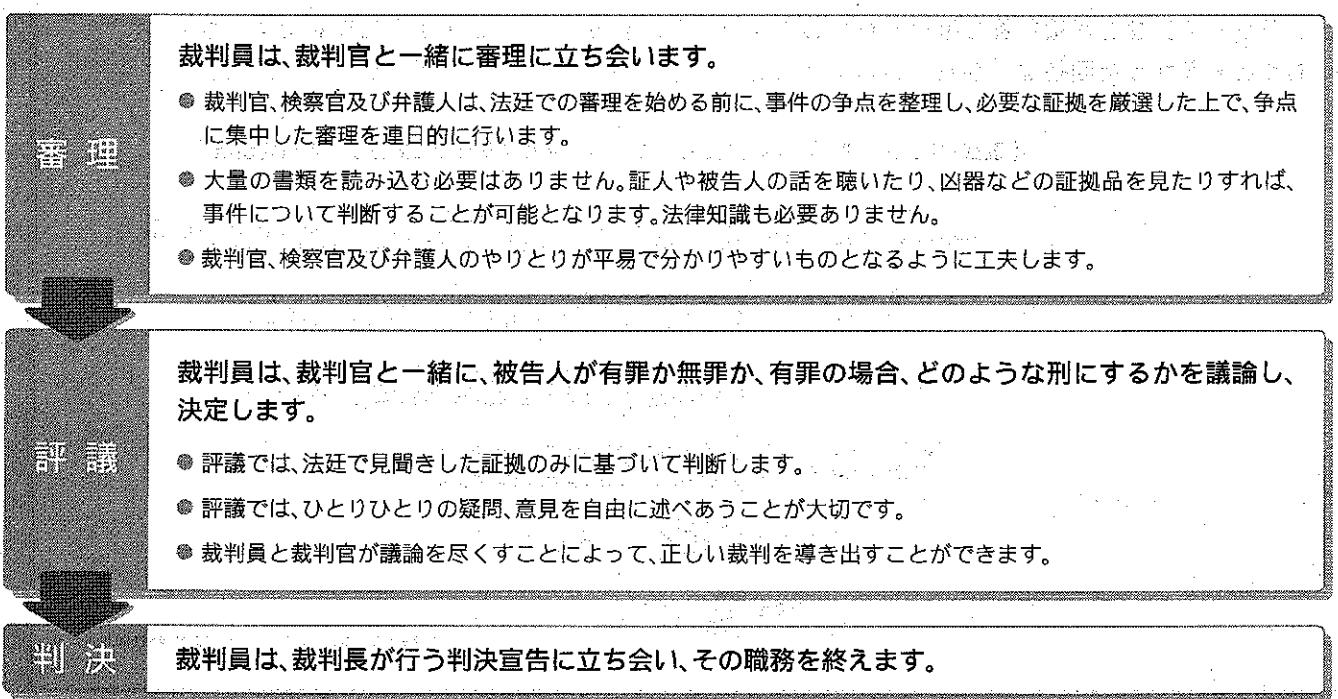


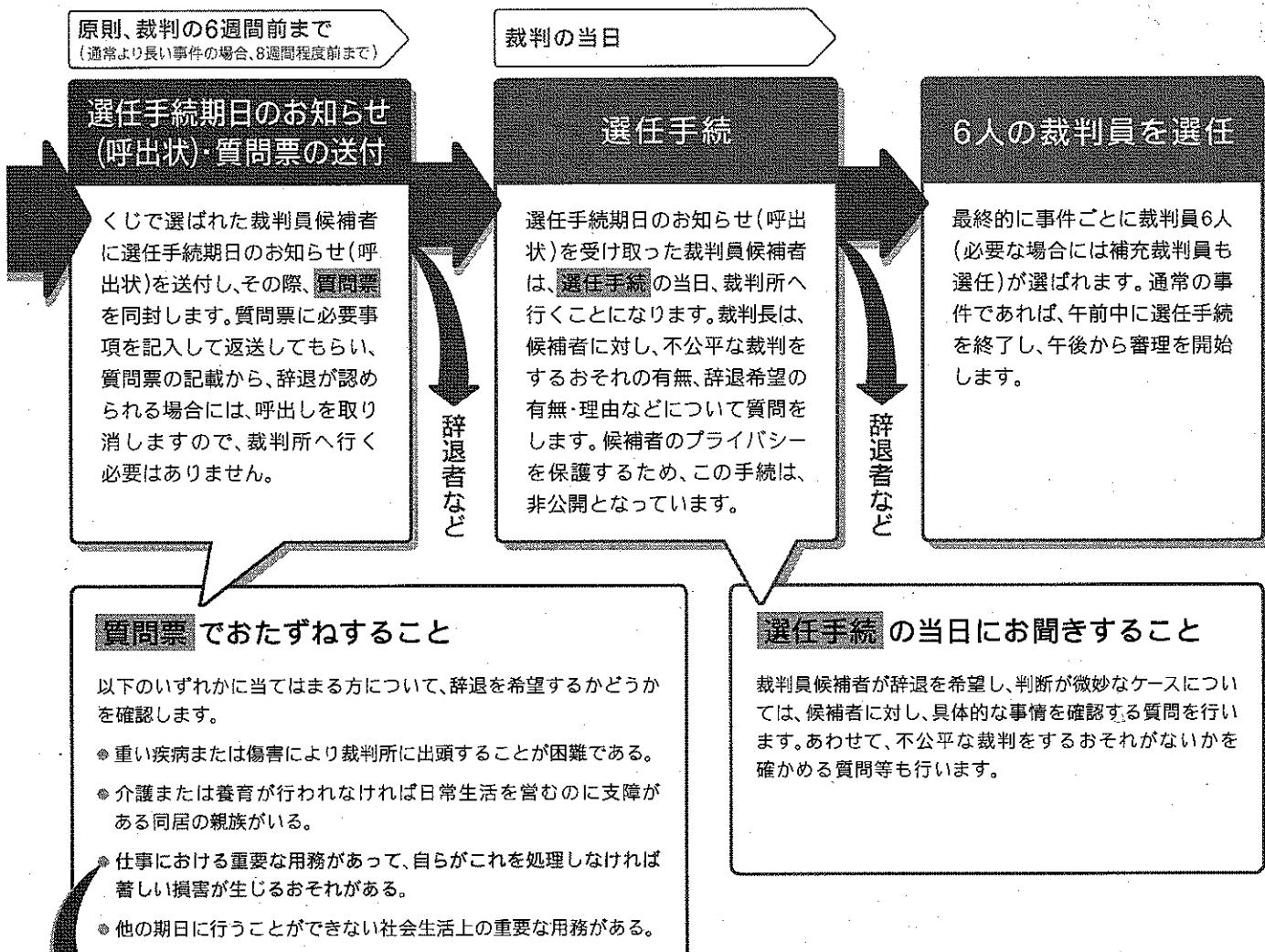
(「裁判員制度についてのアンケート」平成18年最高裁判所)

裁判員等選任手続の流れ ●審理日数3日程度の場合



裁判員の役割





○仕事を理由とする裁判員の辞退について

裁判員制度は、広く国民のみなさんに参加してもらうことで初めて成り立つ制度であり、裁判員法が定める辞退事由に該当すると認められない限り、裁判員になるのを辞退することはできません。

仕事を理由として裁判員を辞退するためには、「その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがある」場合に該当する必要があります。具体的なケースにおいて、仕事を理由とする辞退が認められるかは、裁判員候補者の具体的な事情を、質問票や質問手続において確認した上で、例えば、

- ① 裁判員として職務に従事する期間(期間が長いほど仕事への影響が大きい。)
- ② 事業所の規模(事業所の規模が小さいほど仕事への影響が大きい。)
- ③ 担当職務の代替性(代替性が低いほど仕事への影響が大きい。)
- ④ 予定される仕事の日時を変更できる可能性
(裁判員として職務に従事する予定期間に、日時変更の困難な業務がある場合には、仕事への影響が大きい。)

などの観点から、総合的に判断されることとなります。

○裁判員候補者または裁判員の交通費、日当等について

裁判員候補者または裁判員として裁判所に来た方全員に、日当と交通費が支払われます。日当の具体的な金額は、以下のとおりです。

裁判員及び補充裁判員:
1日あたり 10,000円以内

裁判員候補者:
1日あたり 8,000円以内

このほか、裁判所から家が遠いなどの理由で、宿泊しなければならない場合、宿泊費が支払われます。

裁判員制度 Q&A

Q 裁判員候補者に選ばれたことを公にしてはいけないと聞いたのですが、上司や同僚に話すことも許されないのでですか？

A 裁判員候補者になったことを告げて、上司に休暇を申請したり、同僚の理解を求めるることは問題ありません。むしろ、積極的に上司などに相談して、周囲の理解を得ていただくことが重要です。また、裁判所からの期日のお知らせ(呼出状)を上司や同僚に見せることについても問題はありません。なお、法律上禁止されている「公にする」とは、裁判員候補者になったことを、不特定多数の人が知り得る状態にすることであり、たとえばインターネットなどで公表するような場合がこれにあたります。

Q 裁判員として審理に参加した経験を話すことは守秘義務違反になるのですか？

A 公開の法廷で見聞きしたことであれば基本的に話しても問題ありませんし、裁判員として裁判に参加した感想を話すことも問題ありません。守秘義務の対象となる「評議の秘密」としては、たとえば、どのような過程を経て結論に達したのか、裁判員や裁判官がどのような意見を述べたのか、評決の際の多数決の人数などが挙げられます。また、記録から知った被害者など事件関係者のプライバシーに関する事項、他の裁判員の名前なども、「職務上知り得た秘密」として守秘義務の対象となります。このような守秘義務は、裁判の公正さやその信頼を確保するとともに、評議で裁判員や裁判官が自由な意見を言えるようにするために設けられたものです。

Q 裁判員になったことによって、トラブルに巻き込まれたりしませんか？

A 裁判員法は、裁判員の氏名・住所といった個人を特定できる情報を公にすること、裁判員に接触することを禁止しており、裁判員やその家族を脅した者には、刑罰が科せられることとなっています。また、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいような例外的な事件については、裁判官だけで裁判をすることも、法律上定められています。なお、裁判員が評議の秘密を守ることは、裁判員がトラブルに巻き込まれることを防ぐためにも重要なものです。

Q 裁判員候補者や裁判員となった場合、裁判所へ行ったこと、裁判員に選任されて裁判員の職務を行ったことなどの証明書は、裁判所から発行してもらえますか？

A 申出があれば、本人に対して証明書を発行する予定です。現在のところ、裁判員候補者については、期日のお知らせ(呼出状)の一部に設ける出頭証明欄に証明スタンプを押印する方法を、裁判員については、別途証明書を発行することを検討しています。

Q 裁判員や裁判員候補者が裁判所に向かう途中に事故にあった場合、補償を受けることはできるのですか？

A 裁判員は、非常勤の裁判所職員であり、常勤の裁判所職員と同様に、国家公務員災害補償法の規定の適用を受けます。したがって、裁判員が、その職務を果たすため裁判所と自宅の間を行き帰りする途中で事故にあった場合、同法の規定に基づき、補償を受けることができます。また、裁判員候補者についても、裁判員と同様に補償が受けられることとする方向で現在検討しています。

くわしくは、最寄りの地方裁判所まで、おたずねください。

裁判員制度のくわしい情報を公開しています。



最高裁判所 裁判員制度ウェブサイト
<http://www.saibanin.courts.go.jp/>

裁判員制度

検索



裁判員制度
メールマガジン

裁判員制度に関する最新情報などを
お知らせしています。

裁判員制度ウェブサイトよりご登録ください。



裁判員制度
携帯サイト

正しく読み込めない場合は、
携帯用アドレスをご利用ください。

<http://www.saibanin.courts.go.jp/k/>



詳細はこちらからもご覧いただけます。最高裁判所 <http://www.courts.go.jp/> 法務省 <http://www.moj.go.jp/> 日本弁護士連合会 <http://www.nichibenten.or.jp/>

最高裁判所

障害保健福祉関係主管課長会議
H20.3.5 文部科学省 資料

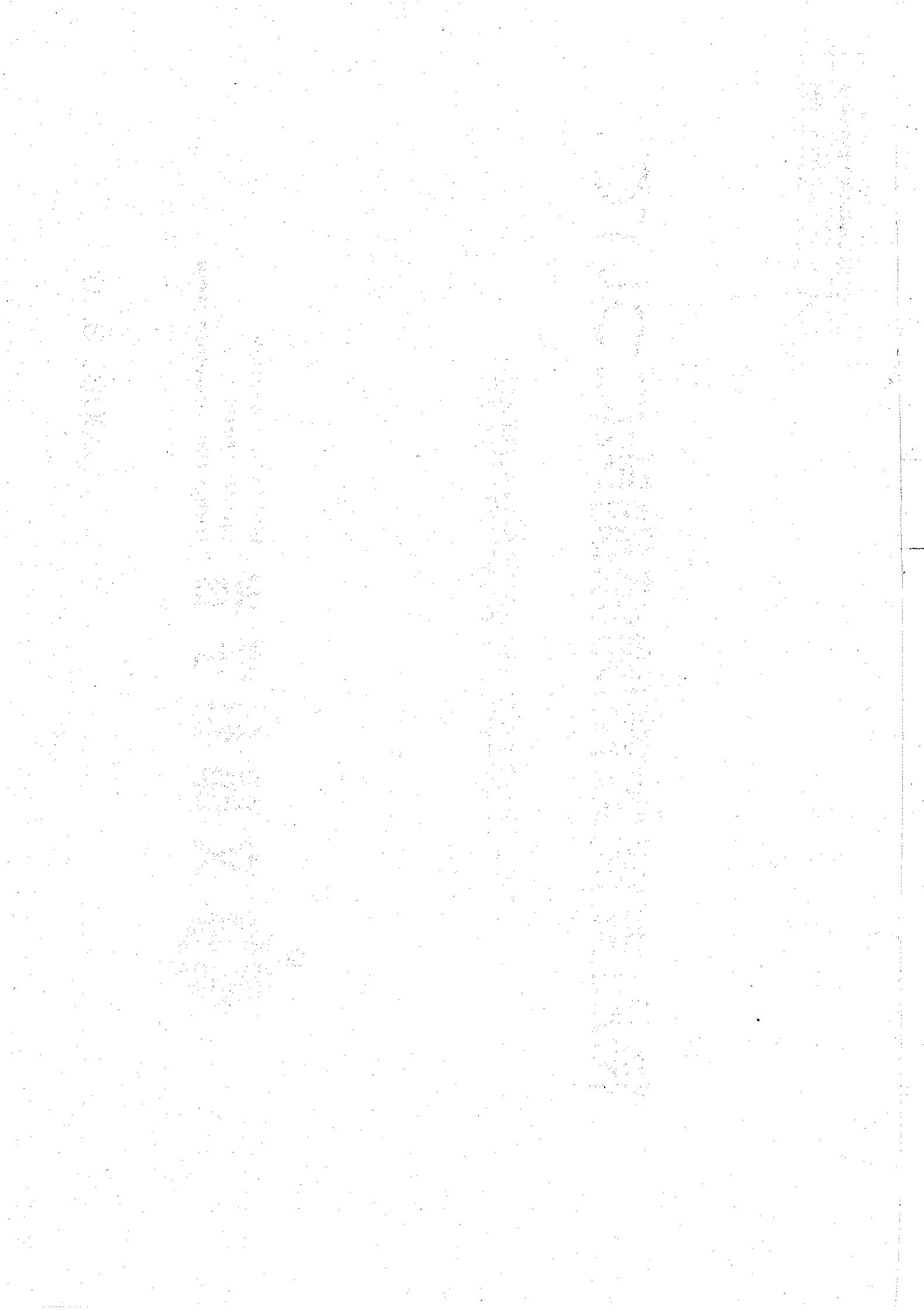
特別支援教育関係方針策について

(平成20年度予算案等の概要)



MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2008.3.5



特別支援教育は

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援学校のみならず、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の通常の学級に在籍する発達障害のある子どもを含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもたちが在籍する全ての学校において実施されるものです。

障害のある子どもたちへの教育にとどまらず、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支えあう「共生社会」の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）の概要

趣旨

児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行ったため、従来の盲・聾・養護学校から障害種別を超えた特別支援学校とするなどの改正を行う。

概要

学校教育法の一部改正

- ・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。
- ・特別支援学校においては、在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
- ・小中学校等においては、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

教育職員免許法の一部改正

- ・従来の盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状とし、当該免許状の授与要件として、大学において修得すべき単位数等を定めるとともに、所要の経過措置を設ける。

その他関係法律の一部改正

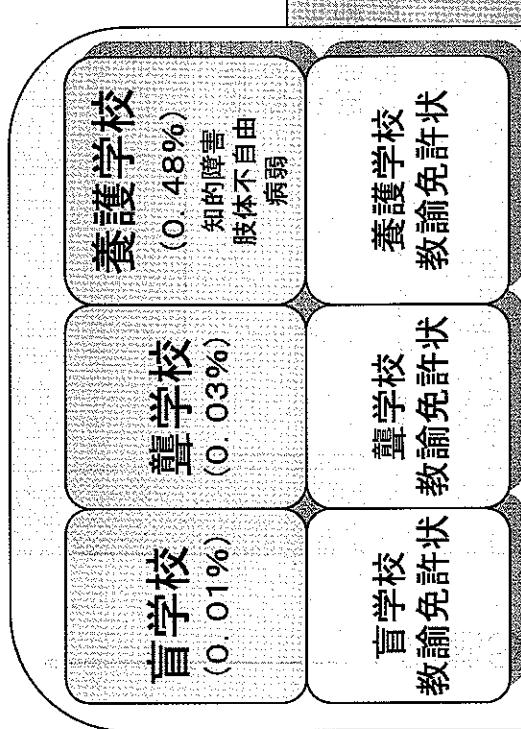
- ・特別支援学校の創設及び特殊教育を特別支援教育に改めることに伴い、関係法律について所要の規定の整備を行う。

施行期日

平成19年4月1日

盲・聾・養護学校から特別支援学校へ(制度の弾力化)

<改正前>



児童生徒の障害の重度・重複化
障害のある児童生徒数の増加

<今後の基本的な考え方>



特別支援学校教諭免許状
一又は二以上の障害についての専門性を確保

盲・聾・養護学校の制度を弾力化し、複数の障害種別を
設置者の判断により、複数の障害をできる学校制度
教育の対象となることが可能とする

特別支援教育

〔義務教育段階〕

対象の概念

義務教育段階の全児童生徒数 1082万人

特別支援学校

視覚障害
聴覚障害
知的障害
肢体不自由
病弱・身体虚弱

0.54 (%)
(約5万8千人)

特別支援学級

視覚障害
聴覚障害
知的障害
肢体不自由

1.04 (%)
(約1万3千人)

小学校・中学校

通常の学級による指導 通級による指導

視覚障害
聴覚障害
肢体不自由
病弱・身体虚弱
言語障害
視覚障害
聴覚障害
肢体不自由
病弱・身体虚弱
言語障害
自閉症
情緒障害
学習障害 (LD)
注意欠陥多動性障害 (ADHD)

0.38 (%) ※3
(約4万1千人)

LD・ADHD・高機能自閉症等 ※2
6.3%程度の在籍率 ※1
(約68万人)

重

障害の程度

軽

*1 この数値は、平成14年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

*2 LD (Learning Disabilities) : 学習障害

*3 ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥／多動性障害

*3 平成18年5月1日現在の数値

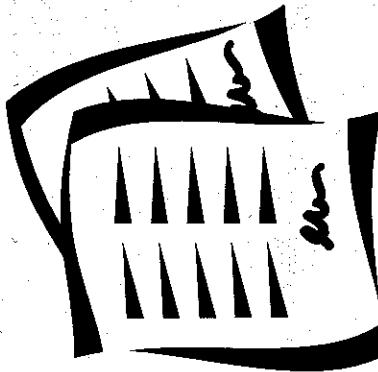
(※1及び※3を除く数値は平成19年5月1日現在)

「特別支援教育の推進について」の発出 (平成19年4月1日付け初中局長通知)

- 改正学校教育法の施行に当たり、学校現場で体校長の責務、体操の趣旨をまとめて通知したもの。
- 行うべき特別支援事項などを留意、留意事項などを用意、用意してあります。

- はじめて特別支援教育に關係する方にも、基
本事項をわかりやすく伝えるものとなつていい。

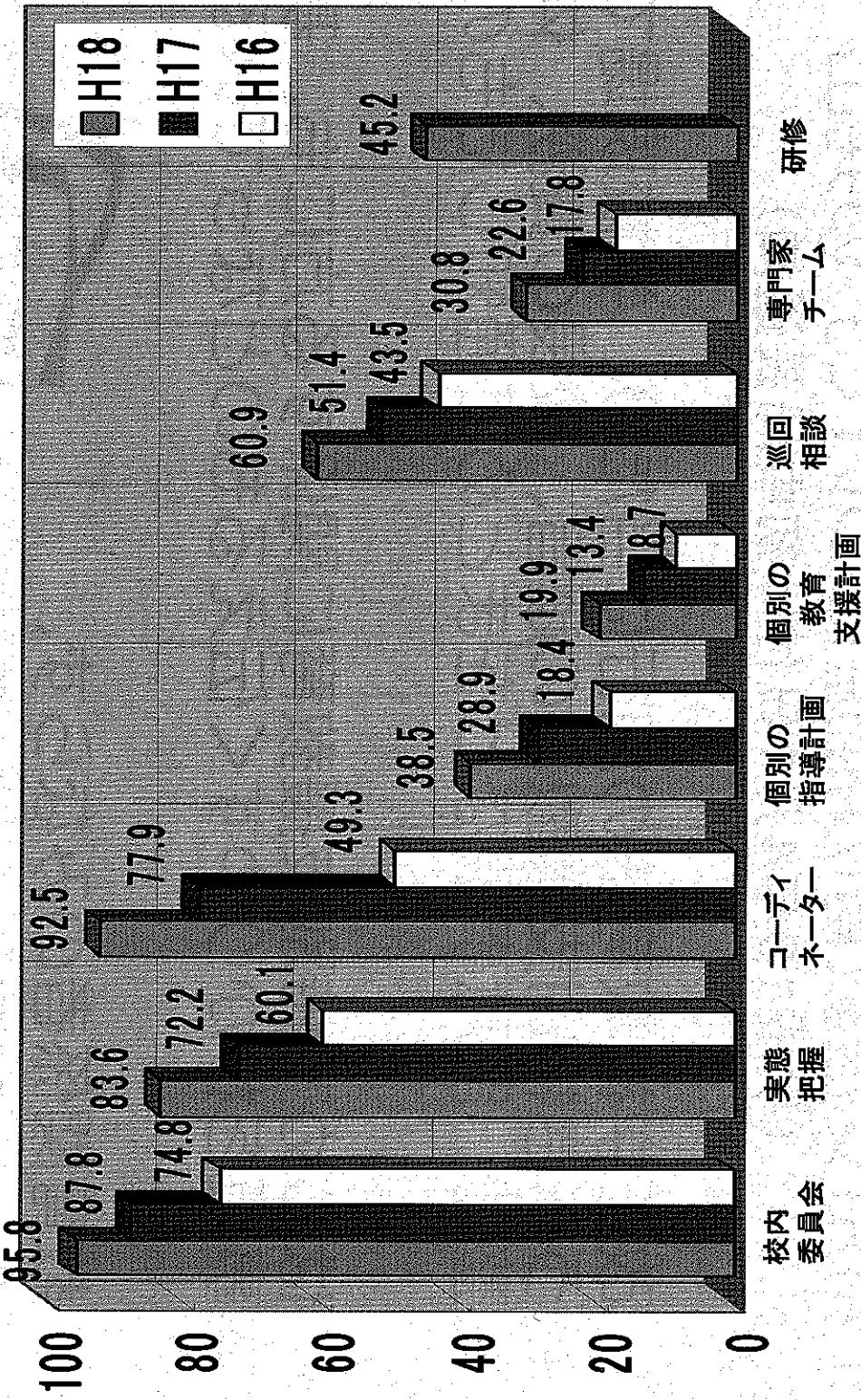
教育関係者のみならず、
全ての関係者にご一読
いただきたい。



○学校における支援体制の整備状況（18年度）

行政、学校現場の一体となり、年々支援体制の整備が進んでいる。

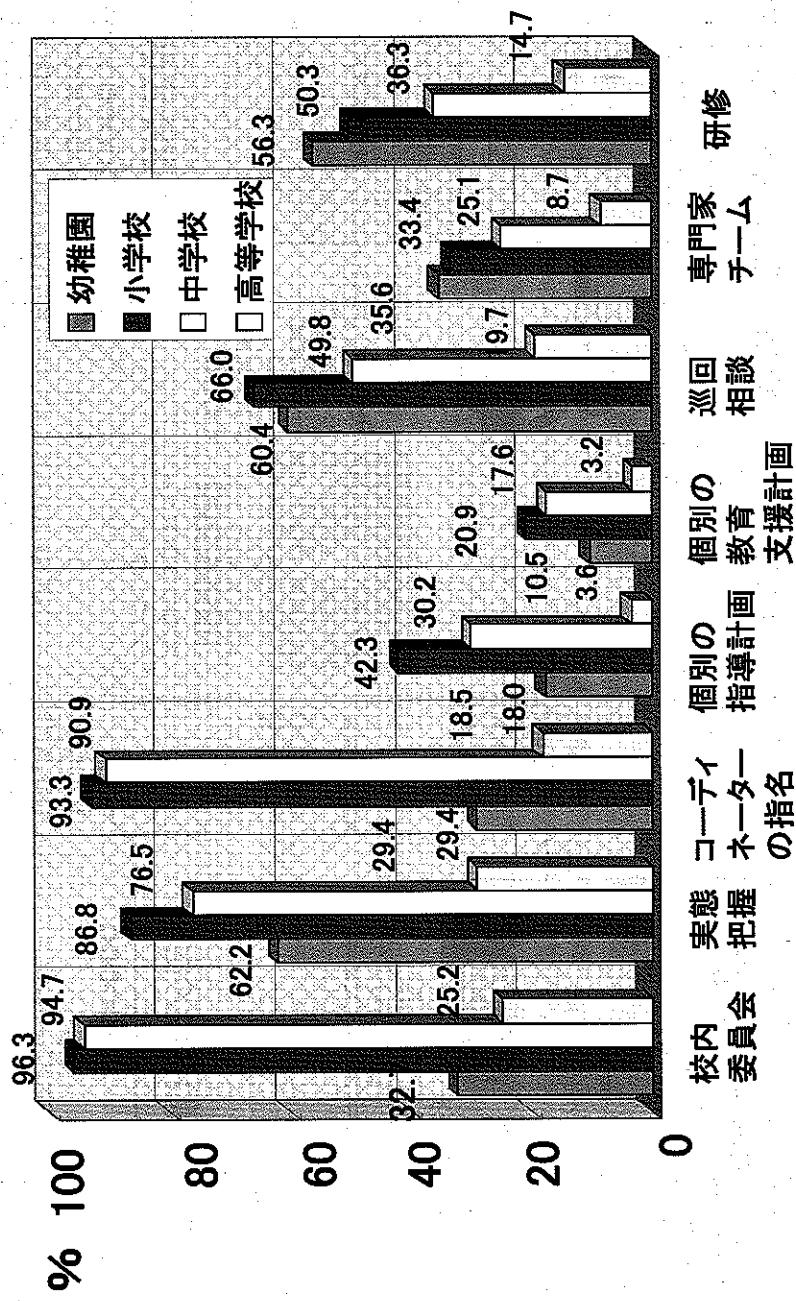
% 小・中学校平均



文部科学省 平成18年度幼稚園、小学校、中学校、高等学校等におけるLD、ADHD、高機能自閉症等のある児童生徒への教育支援体制整備状況調査より（調査基準日：平成18年9月1日）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校別の状況（平成18年度）

- 幼稚園・高等学校の体制整備を一層推進する必要がある。
- 小・中学校の校内体制は整備されつつあるが、支援計画等の作成状況から、一人一人に応じたきめ細やかな支援を一層推進する必要がある。
- 教員研修を一層推進する必要がある。



発達障害支援教育の充実

(平成20年度予算案の概要)

● 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業(新規)

47都道府県に対し、100%国の予算で実施
・教員研修の充実(幼・高の教員研修の拡充とともに、
校長や支援員の研修を新設)


医師等の専門家による巡回相談の充実
延べ1万1,000校分(19年度比2倍)
・学生支援員(教員養成大学)の派遣 延べ3,300人分
・幼児期から就労まで一貫した支援を行う「グランドモデル地域」を新規指定
・特別支援学校の小中学校支援(センター的機能)のための
旅費を新たに計上

19億円→5億円(2.6倍)

巡回相談員 助言・援助の旅費

特別支援学校

● 特別支援学校等の指導充実事業(拡充)
(センター的機能)
PT,OT,ST等の外部専門家活用など 1億円

事業予算の合計：3.4億円→8億円(2.4倍)

幼・小・中・高校

教員の増員

小中学校の発達障害のある児童生徒に対する通級による指導の充実
171人の増員

特別支援教育支援員の増員

地方財政措置	小・中学校
21,000人	→(30,000人)
250億円	→360億円

● 発達障害教育情報センターの新設

国立特別支援教育総合研究所に新設
教員等の情報をWEBで提供
教員研修用講義をWEBで配信
発達障害支援機器の研究

3,300万円

● 高等学校における発達障害支援

支援モデル事業(拡充)

- ・モデル高校を追加指定
(10校→20校)

2,100万円→5,100万円(2.4倍)



卒業式

● 発達障害早期総合支援モデル事業(拡充)

- ・モデル市町村を追加指定
(10地域→20地域)

5,000万円→1億3,000万円(2.4倍)

(1)発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業(新規)

平成20年度予算額(案) 503,052千円

発達障害を含む全ての障害のある児童生徒の支援のため、各種教員研修、外部専門家の巡回・派遣、学校(幼小中高特)の特別支援教育を総合的に推進する。

文部科学省

連携



(2) 発達障害教育情報センター（新規）

＜背景＞

平成20年度予算額（案） 32,552千円

- 教員が発達障害のある児童生徒に適切な指導・支援を行うための情報が、学校現場には不足している。
- 教員研修をさらに推進するために、校内研修や個人のスキルアップを支援したいが、研修会に行きにくい。
- 発達障害に有効な支援機器の使用・開発が諸外国に比べ遅れており、その有効性の検証や情報提供が求められている。
- 海外の日本人学校の障害児支援が求められている。

→ 国としての教育情報提供のキーステーションが必要！

（独）国立特別支援教育総合研究所に設置

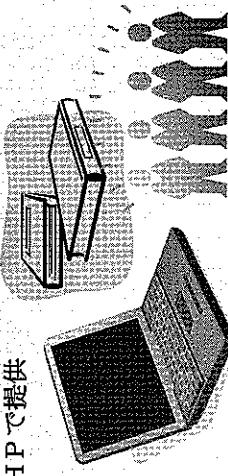
発達障害教育情報センター

■ HPによる発達障害関連情報の提供

教材情報、外部専門家、専門機関情報、図書、ビデオ、研究報告等の最新情報をHPで提供

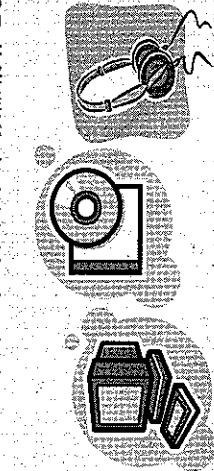
■ 教員研修用講義コンテンツの配信

発達障害など各障害種に対応した支援指導に関する講義等をHPで配信



■ 発達障害の支援調査研究・情報提供

ICTを活用し、支援や指導に有効な機器の使用に関する実践的研究、機器情報等を提供

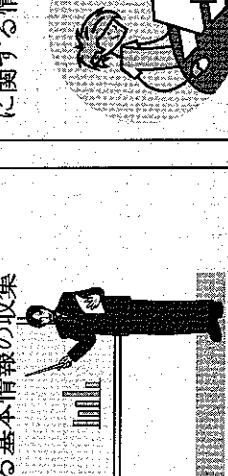


■ 発達障害の支援機器の使用に關する調査研究・情報提供

ICTを活用し、支援や指導に有効な機器の使用に関する実践的研究、機器情報等を提供

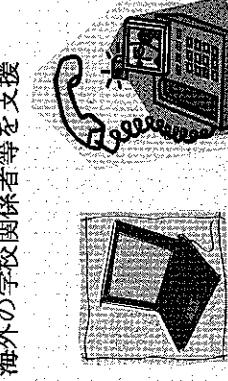
■ 発達障害に関する総合的調査

教育施策を行う上での参考となる基本情報の収集



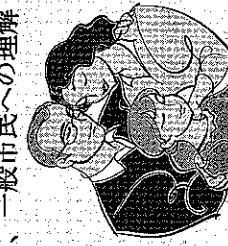
■ 海外の日本人学校関係者への支援

テレビ電話やWEB等を活用し、海外の学校関係者等を支援



■ 発達障害に関する理解啓発

発達障害に関する教育関係者や一般市民への理解・啓発



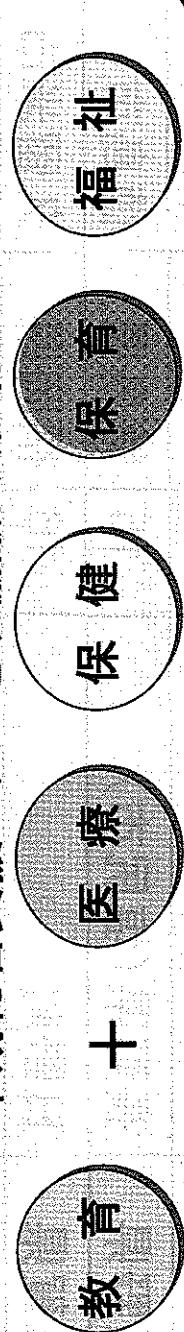
(3)発達障害早期総合支援モデル事業

(平成19年度予算額
平成20年度予算額(案))
50,807千円)
122,964千円)

【課題】 発達障害のある就学前の児童について、早期からの十分な支援体制を構築する必要がある。
(発達障害者支援法に国の責務として明記されている。)

モデル地域 (20地域)

早期総合支援モデル地域協議会(仮称)



すぐく教室など

- ・教育相談の実施
- ・教育的な指導の実施
- ・教育的な指導の実施

教育相談会・講演会

- ・関係機関による教育相談の実施
- ・保護者に対する情報提供

＜その他の実践研究例＞

- 発達障害者支援センターと教育の連携

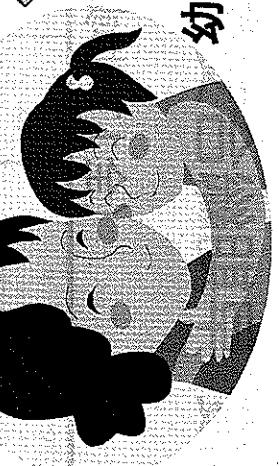
- 幼稚園・保育所の教職員への理解啓発

全国への情報発信

早期発見
早期支援の広がり

相談

支援



小学校、幼稚園等



保護者

児童

平成19年度 早期総合支援モデル地域

(全17地域：35自治体(1府5県26市3町))

No.	府県 モデル地域	No.	府県	モデル地域
1	茨城県 水戸市	10	奈良県	奈良市
2	栃木県 栃木市	11	鳥取県	鳥取県(倉吉市、大山 町)
3	栃木県 大田原市	12	島根県	島根県(松江市)
4	群馬県 前橋市	13	岡山県	笠岡市
5	山梨県 山梨県(山梨市、笛吹 市、甲州市)	14	山口県	山口県(宇部市、萩 市)
6	長野県 長野県(塩尻市)	15	徳島県	徳島市
7	滋賀県 日野町	16	福岡県	久留米市
8	京都府 福知山市	17	福岡県	前原市
9	大阪府	(注1)指定地域は上記17地域。地域に府 県名が記入されているところは、府県と括弧 内の市町が連携した事業内容となっている。		
				大阪府(豊能町、池田市、豊 中市、高槻市、八尾市、富田 林市、大阪狭山市、泉大津 市、泉南市)

(4) 高等学校における発達障害支援モデル事業

(平成19年度予算額 21,121千円)
平成20年度予算額(案) 51,071千円

【課題】 発達障害のある高校生のために、支援体制を強化する必要がある。
(発達障害者支援法に国の責務として明記されている。)

文部科学省

委嘱

都道府県等（私立、国立も対象）

連携
広域特別支援連携協議会

小・中学校、特別支援学校
医療機関、福祉施設

セミナー的機能による指導、
助言
・臨床心理士、作業療法士等の
専門家の派遣
・発達障害者支援センターとの連携
・発達障害者支援センターとの連携

大学、教育センター
・大学教員等の専門家の派遣
・教員への理解啓発、研修の支援

★厚労省事業
「若年ミニケーション
要支援者就職
プログラム」とも連携
ハローワーク
・就職支援情報の提供
・職業相談の実施

研究委員会

・シャーリスクール指導

高等学校
・授業、教育課程の工夫
・教員の理解啓発
・就労支援など
高工モデル校
(20校)

★全国への情報発信
・発達障害への支援の
在り方、モデル

平成19年度 SNEモデル校（高校モデル校）

No.	都道府県	設置者	モデル校名
1	北海道	公立	北海道名寄農業高等学校
2	埼玉県	国立	筑波大学附属坂戸高等学校
3	東京都	公立	東京都立世田谷泉高等学校
4	東京都	国立	東京学芸大学附属高等学校
5	静岡県	公立	静岡県立浜松大平台高等学校
6	滋賀県	公立	滋賀県立日野高等学校
7	京都府	公立	京都府立朱雀高等学校
8	大阪府	公立	大阪府立枚方なぎさ高等学校
9	大阪府	公立	大阪府立佐野工科高等学校
10	和歌山県	公立	和歌山県立和歌山東高等学校
11	福岡県	公立	福岡県立東鷹高等学校
12	福岡県	私立	西日本短期大学附属高等学校
13	長崎県	公立	長崎県立鹿町工業高等学校
14	熊本県	公立	長崎県立鹿町工業高等学校

(全14校)

(5)教育条件の整備

平成20年度 子どもと向き合う時間の拡充

【A 教職員定数の改善：1,195人（うち純増1,000人）】

- ・本年6月の学校教育法改正による主幹教諭の配置を支援し、責任ある学校運営体制を確立
- ・発達障害のある子どもへの指導や食の指導を充実

①主幹教諭の配置	1,000人
②特別支援教育の充実（栄養教諭の配置）	171人
③食育の充実	24人

20年度実	1,195人
うち純増	1,000人

※ 行革推進法の範囲内での改善

【B 外部人材の活用：非常勤講師7,000人】

- ・退職教員や社会人等を活用したわかりやすい授業を推進
- ・担任等だけでは対応できない子どもの悩み・トラブルをサポート

<活用方策>

- ①習熟度別・少人数指導の充実
- ②小学校高学年での専科教育の充実
- ③小1問題・不登校等への対応
- ④特別支援学校のセンター的機能の充実
- ⑤社会人の活用

20年度実	7,000人
-------	--------

【C 学校支援地域本部：1,800会員（全市町村対象）】

- ・地域の人々が学校運営を支援する「学校支援地域本部」の設置を支援し、地域全体で子どもたちを育む環境を整備する

20年度実	1,800会員
うち	全市町村対象

【その他学校現場の負担軽減】

- ・文部科学省において取組を進めている事項>
 - ・国等が行う調査、照会事務等に関する事務負担の軽減
 - ・調査研究（モデル校）事業の在り方の見直し
 - ・今後の課題と改善の方向（生徒指導・会議・打ち合わせ等）

(6) その他の予算事項

特別支援学校教員専門性向上事業

【課題】

●児童生徒の障害の重度・重複化、

多様化への対応

医療、福祉、労働等の関係機関と連携・協力した支援

特別支援教育のセシタ一的機能（地域の小・中学校等の支援等）

【国として】 特別支援学校教員の専門性を向上させるため、各都道府県における指導者を養成

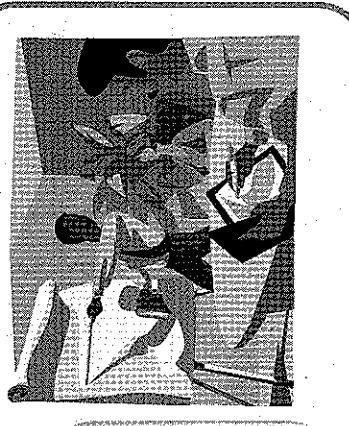
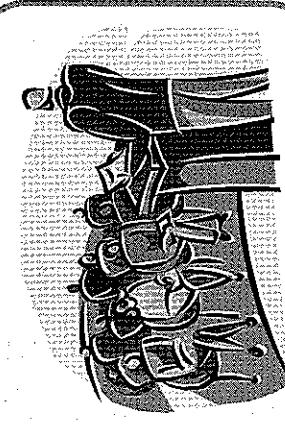
1. 指導者養成講習会 大学に委託

（内容） 特別支援学校教員を対象とした専門性の向上を図る研修
・各障害に応じた教育・関係機関との連携
・専門性向上のための取組
・教員の専門性向上を図るために校内研修などの学校の取組、
・学校間の連携を図った取組
・学校運営上の工夫など

→ 1ブロックあたりの研修規模と内容の充実

2. 専門性向上研究協議会

（内容） 教育委員会を対象とした講義、研究協議会等
・教員の専門性の向上を図るために校内研修などの学校の取組、
・学校間の連携を図った取組
・学校運営上の工夫など
・ついて 講義、実践事例の紹介、成果や課題の検討研究協議等を行う。



全国の特別支援学校教員の専門性向上

特別支援学校等の指導充実事業

(平成19年度予算額)

72,085千円) 平成20年度予算額(案) 100,086千円

特別支援学校等における障害の重度・重複化、多様化などの喫緊の課題にに対応し、自立と社会参加に向けた指導の改善を図るための施策を総合的に行う。

○特別支援教育研究協力校

- ・特別支援学校や小・中学校等の特別支援教育に関する教育課程の編成又は学習指導の方法等について実践研究を行う。

指定

研究協力校 18校

- 障害の特性に対応した効果的な指導内容・方法に関する研究 ○小・中学校等において、発達障害を含めた障害のある児童生徒等への指導に関する研究
- 障害の重度・重複化、多様化に対応した教育に関する研究 ○共生社会を目指した障害者理解の推進に関する研究

○PT、OT、ST等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践研究事業

- ・特別支援学校において、PT、OT、ST等の外部専門家を活用し、医学的、心理学的な専門的な視点から指導方法等の改善等について、モデル的な実践研究を実施する。

PT(理学療法士)

- 身体機能面の評価
- 運動機能の改善・向上についての指導
- ST(言語聴覚士)
○ことばの発声・発音の評価
○人工内耳を装着した児童生徒の聞こえの評価・改善

OT(作業療法士)

- ADL(日常生活動作)の評価
- 日常生活、作業活動の改善に役立つ教材の製作
- その他の専門家
○心理学の専門家
○専門の医師等

○職業自立を推進するための実践研究事業

- ・学校、労働関係機関、企業等の連携・協力の下、職業教育の質的改善、新たな職域開拓や現場実習の充実など、特別支援学校高等部生徒の職業自立を推進するための実践研究を実施する。

指定

⑨都道府県教育委員会

- 職業自立推進会議
- 就労サポートの派遣

- 現場実習実践マニュアルの作成
- 企業等の意向の把握及び理解啓発
- 開拓
- 地域の就労ボランティアバンクの作成

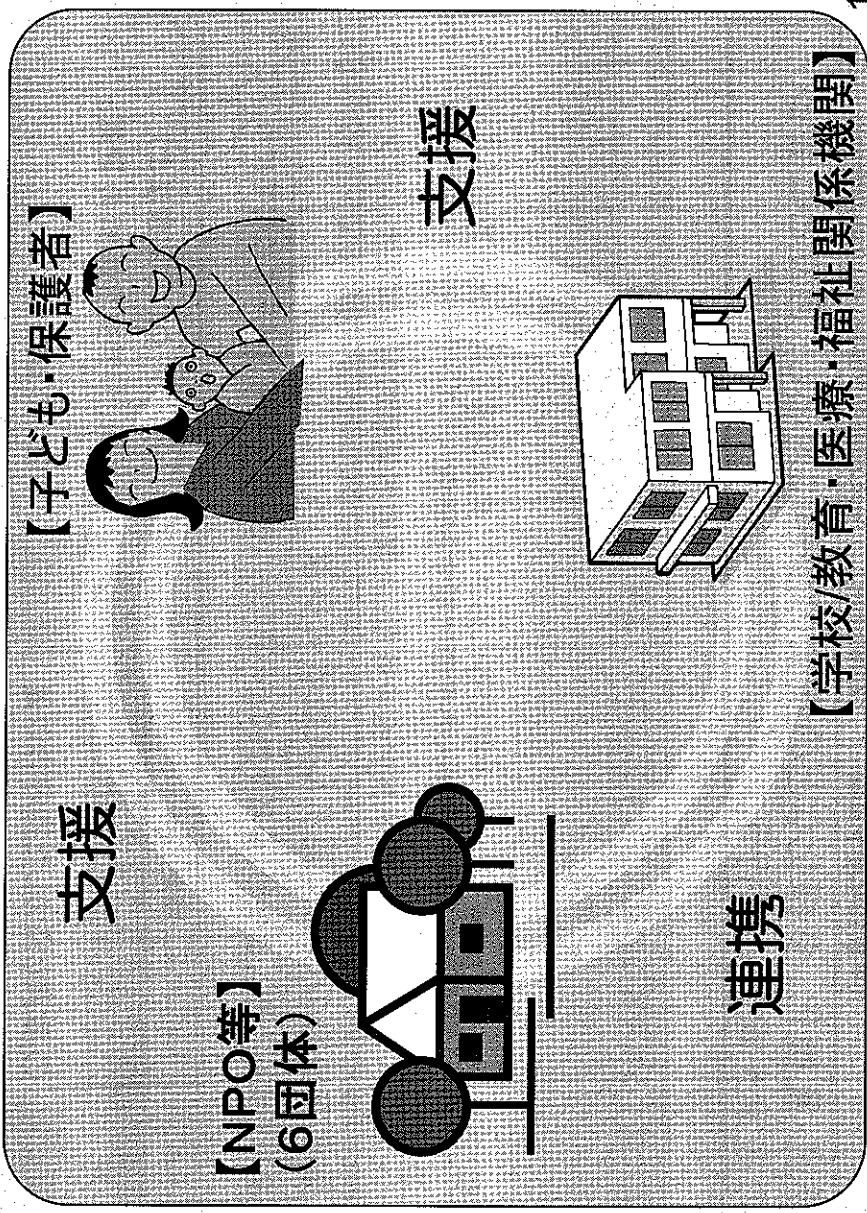
障害のある子どもへの対応におけるNPO等を活用した実践研究事業

障害のある子どもへの対応について、先導的な取組を行っているNPO等に対し、一人一人のニーズに応じた支援の在り方等についての研究を委嘱し、その成果を今後の地域における支援の在り方の検討に資する。

(平成19年度予算額 17,296千円)

平成20年度予算額(案)9,117千円

地域の関係機関と連携した支援の在り方に関する実践研究



特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金）

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の特殊事情にかんがみ、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行ひ、もつてこれらの学校への就学を奨励するとともに、特別支援教育の振興を図る。（根拠法令：特別支援学校への就学奨励に関する法律）

○ 特別支援教育就学奨励費 負担金 平成20年度査定額 4,333百万円（平成19年度予算額 4,276百万円）
公私立の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く）の保護者等に対する補助

○ 特別支援教育就学奨励費 補助金 平成20年度査定額 2,036百万円（平成19年度予算額 1,893百万円）
公私立の特別支援学校の幼稚部及び高等部（専攻科）並びに小・中学校の特別支援学級等の保護者等に対する補助

○ 特別支援教育就学奨励費 支付金 平成20年度査定額 481百万円（平成19年度予算額 494百万円）
国立大学法人附属の特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級等の保護者等に対する補助
平成20年度査定額 計 6,850百万円

教育の機会均等の確保

保護者

援助
経済的負担を軽減



障害のある子ども

特別支援教育の振興

国

補助

地方公共団体

補助対象経費
購入費
教科書費
交通費
修学旅行費
宿泊費
学用品費



(7) 「特別支援教育支教員」の地方財政措置について

背景 学校教育法の改正により、平成19年4月からは小中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対する困難を克服するための教育を行うことを明確に位置づけられた。

小・中学校における障害のある児童生徒へのこれまでの支援状況

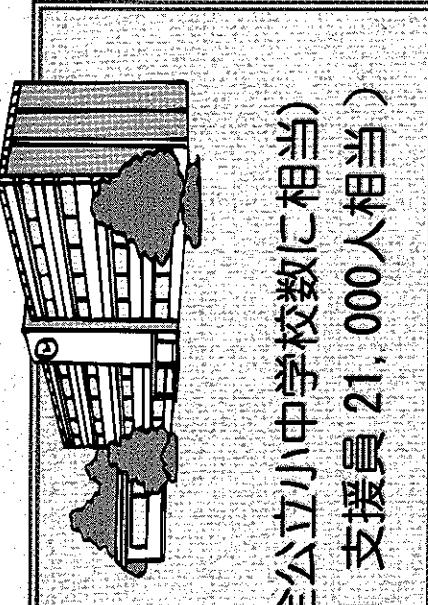
- ・特別支援学級、通級指導対象者の増加
- ・LD、ADHD等の発達障害のある児童生徒への教育的対応の必要性
- ・児童生徒の障害の重要性、重複化

- ・介助員、学習支援員などの活用で対応（都道府県及び市町村の独自予算）

これら的小中学校に在籍する障害のある児童生徒に対して支援を行つ者について
「特別支援教育支教員」という広い概念で整理し、地方財政措置が行われれる。
〔特別支援教育支教員の業務内容の一例〕
学校教育活動上の日常生活の介助・…食事、排泄などの補助、車いすでの教室移動補助など
学習活動上のサポート…LDの児童生徒等に対する学習支援

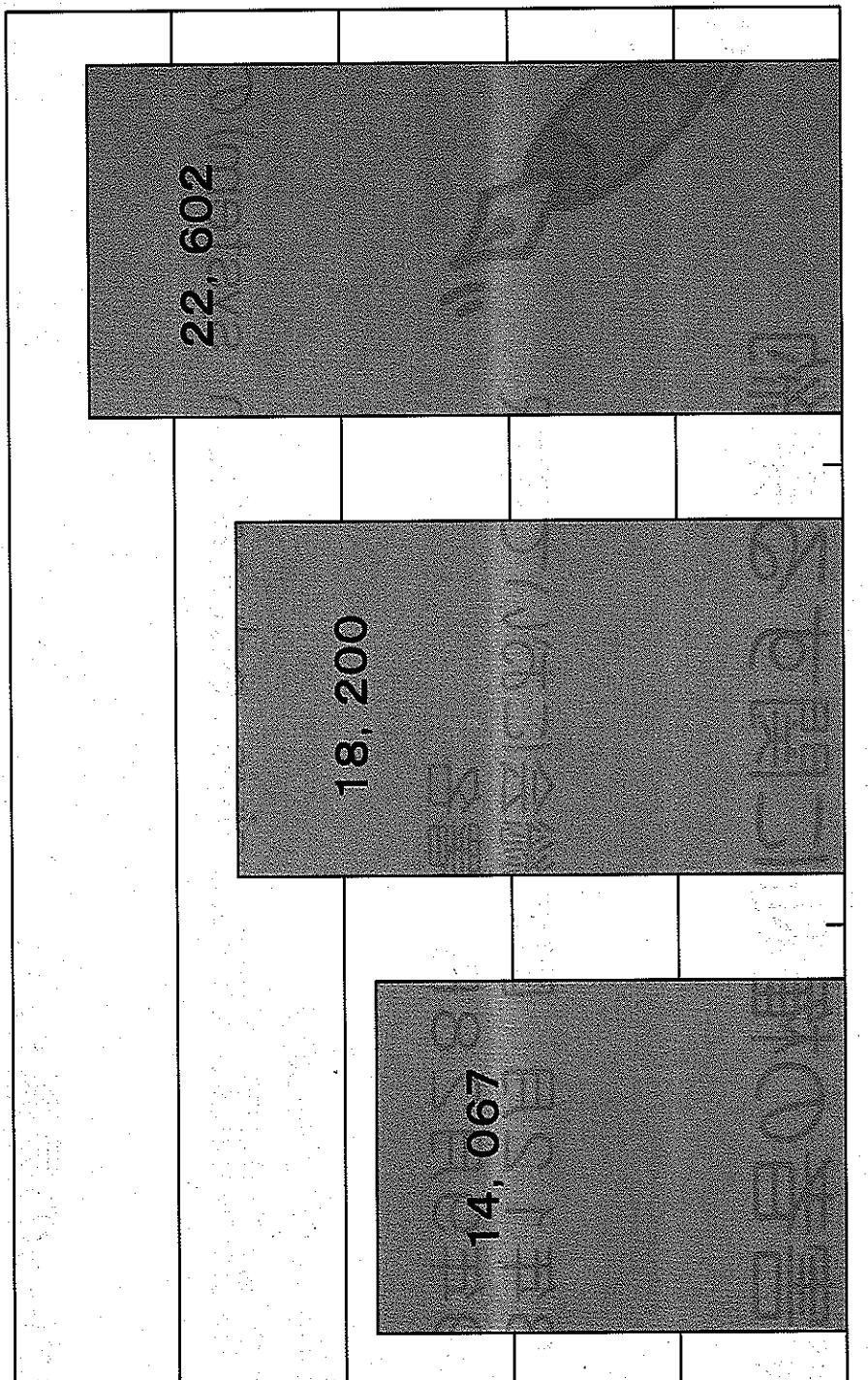
＜地方財政措置の概要＞

措置開始時期 平成19年度より
平成20年度措置予定額 約 360億円（市町村分）
特別支援教育支教員数 平成20年度 30,000人相当（全公立小中学校数に相当）
(平成19年度措置額 約250億円 支援員 21,000人相当)



特別支援教育支援員配置状況

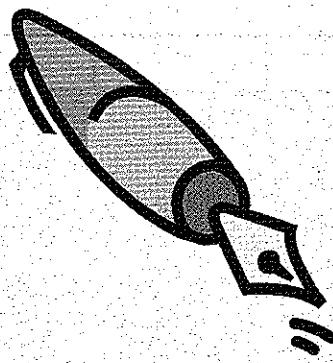
人
25000



20000
15000
10000
5000
0

○今後の課題への対応

(1) 障害者の権利に関する条約



① 経緯

- ・平成18年1月2月 国連総会において採択
- ・平成19年9月28日 署名

② 教育等（第24条）

- ・包容する教育制度（inclusive education system）の
解釈

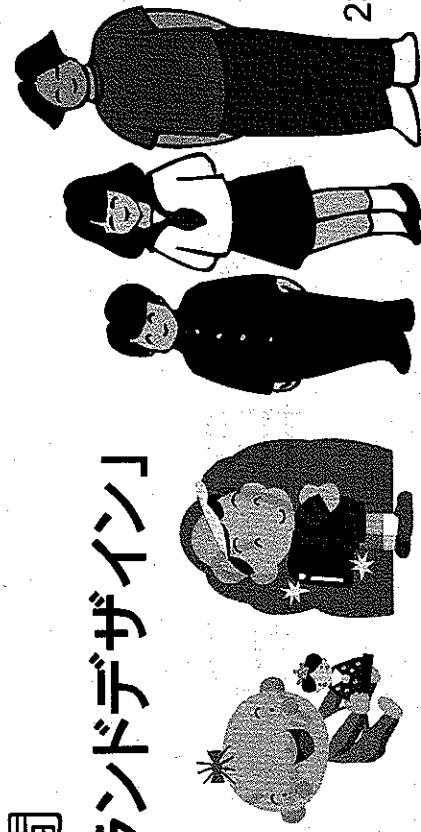
③ これから見通し

- ・批准に向けた各国の制度を含む内外の情勢も踏まえ
検討

(2) 発達障害の早期からの総合的支援システムに関する研究

- 「発達障害者支援法」に明記された早期発見・早期支援に關する国の一端を果たすため、(独) 国立特別支援教育総合研究所の渥美總括主任研究员を中心とするプロジェクト研究グループに研究をお願いしている。

- 研究には、教育関係者、医師、保健師、福祉関係者、保護者団体の代表など様々な協力者が参画
- 文部科学省、厚生労働省の担当官も協力
- 平成18、19年度の研究期間
- 年度末にも「発達障害支援グランドデザイン」を作成する予定



ご静聴ありがとうございました。

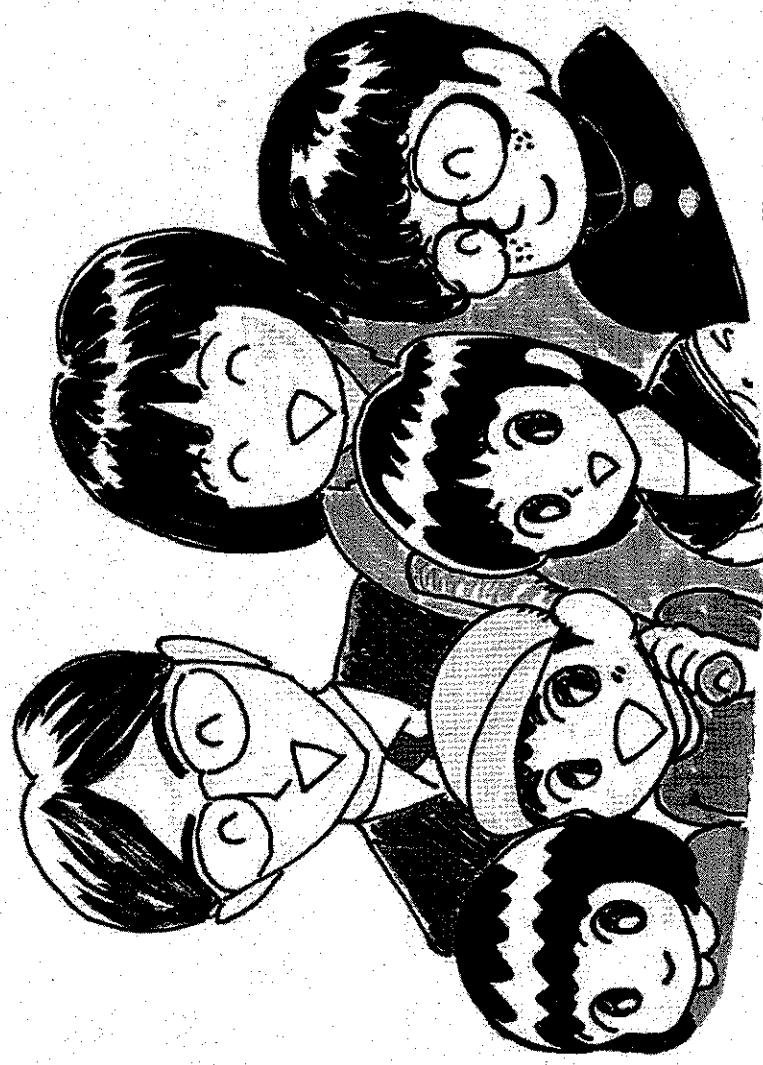


Illustration: FURUKAWA



高齢者・障害者等の住まいの確保 『住宅セーフティーネット』

住宅は国民一人一人にとって欠くことのできない生活の基盤です。我が国ではこの生活の基盤である住宅の約9割が民間住宅であり、平成18年度には新築住宅の98%が民間により供給されています。このように住宅は民間の住宅市場を通じて供給され、住宅市場の中から自分の生活に適した住宅を選択することで、豊かな住生活を享受することができます。

しかしながら、住宅市場は必ずしも万能ではありません。所得に見合った住宅や高齢者の生活に適した住宅が十分に供給されていないとか、小さなお子さんのいる世帯が賃貸住宅への入居を拒否されるといった事態も発生しています。

このため、住宅市場の中で独自では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体の状況等に適した住宅を確保できるような様々な仕組みが準備されています。このような仕組みは「住宅セーフティーネット」と呼ばれています。このパンフレットに掲載された様々な住宅セーフティーネットの仕組みを知っていただき、住まいの確保にお役立て下さい。

1 世帯別型と住宅セーフティーネット

高齢者、障害者、外国人、子育て世帯、母子世帯、DV被害者、犯罪被害者、ホームレス、被生活保護者等、様々な世帯が民間住宅市場の中で住宅を確保しようとする際に独力では対応困難な事態に直面することがあります。

このような事態に対応するために用意されている仕組みが住宅セーフティーネットで、公営住宅の供給をはじめ、様々な仕組みが用意されています。ここでは、住宅セーフティーネットの仕組みを「生活に適した住宅の取得・改修・住替えの支援」、「民間賃貸住宅に入居しやすい環境の整備」、「公共賃貸住宅における暮らしやすい環境の整備」に大別して整理しています。それぞれの仕組みについては次頁以降をご覧下さい。

		高齢者	障害者	外国人	子育て世帯	母子世帯・父子世帯出島	DV被害者	犯罪被害者	戦傷病者・原子爆弾被爆者	ホームレス	被生活保護者	海外からの引揚者	ハンセン病療養所入所者等
1 生活に適した住宅の取得・改修・住替えの支援	①住宅ローンの金利優遇	○	○										
	②死亡時一括償還型融資	○											
	③住宅ローン債務保証	○											
	④バリアフリー改修に対する優遇税制	○	○										
	⑤マイホーム借上げ制度	○											
2 民間賃貸住宅に入居しやすい環境の整備	①高齢者円滑入居賃貸住宅制度	○											
	②高齢者専用賃貸住宅制度	○											
	③あんしん賃貸支援事業	○	○	○	○								
	④地域優良賃貸住宅制度 ^{※1}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	⑤家賃債務保証制度	○	○	○	○								
	⑥終身建物賃貸借契約	○											
3 公共賃貸住宅における暮らしやすい環境の整備	①公共賃貸住宅のバリアフリー化 ^{※2}	○	○										
	②公共賃貸住宅に入居しやすい環境の整備												
	イ) 公営住宅の単身入居	○	○				○	○	○	○	○		
	ロ) 公営住宅の入居収入基準の緩和	○	○		○			○			○		
	ハ) 公営住宅の優先入居 ^{※3}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	③公共賃貸住宅における福祉環境の整備												
	イ) 身体状況の変化等に応じた住替え	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	ロ) シルバーハウジング・プロジェクト	○	○										
	ハ) コレクティブ住宅	○											
	ニ) グループホーム	○	○										
	ホ) 福祉施設等の一体的整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※1「地域優良賃貸住宅の供給」及び「公営住宅の優先入居」の対象世帯は、各地方公共団体が地域の住宅事情を勘案して定めることとなっています。

※2バリアフリー化された公共賃貸住宅には、高齢者や障害者以外の世帯も入居することができます。

1 バリアフリー住宅を建設又は購入する際のローンの金利優遇(優良住宅取得支援制度)

高齢者や障害者の生活に配慮したバリアフリー住宅を建設又は購入する際の住宅ローン(フラット35)の貸付金利を、当初5年間0.3%引き下げる制度です。

■対象となる住宅(高齢者等配慮対策等級3の住宅)

- ・介助用車いすで通行可能な通路幅員(78cm)、出入口幅員(75cm(浴室の出入口は60cm))を確保
- ・床は段差のない構造
- ・階段は安全性に配慮した勾配
- ・階段、便所、浴室、玄関、更衣室に手すりを設置
- ・寝室、便所、浴室の広さ確保
- ・高齢者等の寝室のある階に便所を配置

■フラット35とは

フラット35は、民間金融機関と独立行政法人住宅金融支援機構が提携して提供する長期固定金利の住宅ローンで、民間金融機関の融資窓口で申し込むことができます。

2 バリアフリー改修資金等の死亡時一括償還型融資

3 住宅ローンの債務保証

死亡時一括償還型融資は、定常的な収入が少ないために月々に多額の返済を行うことが困難な高齢者が、戸建住宅のバリアフリー改修や耐震改修、マンション建替えを行うための資金について、月々は金利のみを返済し、死亡時に住宅資産等を処分して元金を一括返済する方式の融資で、独立行政法人住宅金融支援機構が貸付けています。死亡時一括償還型融資の利用者には(財)高齢者住宅財団が提供する債務保証にご加入いただくことで、住宅資産等を処分しても元金の全額を返済できない場合には(財)高齢者住宅財団が残債務の支払いを代行し、相続人が債務返済の責任を負うことはありません。なお、平成20年度からはマンション共用部分のバリアフリー改修費用や高齢者の住替えのための住宅取得費用も対象となる予定です。

■融資限度額 バリアフリー改修等500万円、マンション建替え1,000万円(H19.12現在)

■融資条件 (財)高齢者住宅財団の債務保証を受けること(保証料は貸付元金の1.5%相当額)

4 バリアフリー改修に対する優遇税制

高齢者等が、自宅のバリアフリー改修工事を行った場合には所得税と固定資産税の税額が軽減されます。

■所得税の税額控除 本措置若しくは住宅ローン減税措置のいずれかを選択して利用することができます。

・軽減措置の内容

ローン残高	控除年	控除率
1,000万円まで	15年	1.0%
200万円まで	15年	2.0%

・対象工事:廊下幅の拡幅、階段の勾配緩和、浴室や便所の改良、手すりの設置、屋内の段差解消、引戸への取替え 等

・改修期間:平成20年12月31日まで

・対象者:50歳以上の者、要介護者等又はその同居者、障害者又はその同居者、65歳以上の者の同居者

■固定資産税の税額控除

・軽減措置の内容:改修工事費(地方公共団体からの補助金を控除した額)が30万円以上の場合、翌年度の固定資産税の税額が1/3減額される。

・対象工事:所得税軽減措置の対象工事と同じ

・改修期間:平成22年3月31日まで

・対象者:65歳以上の者、要介護等の認定を受けている者、障害者

5 マイホーム借上げ制度

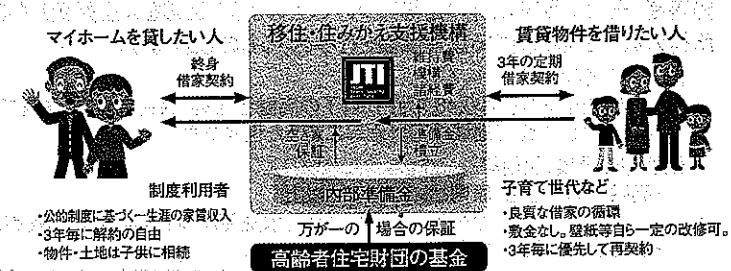
有限責任中間法人「移住・住みかえ支援機構(略称JTI)」が、高齢者(50歳以上)のマイホームを借上げて、子育て世帯等に転貸する制度です。JTIから高齢者に支払われる借上賃料は国の基金により保証されているので、高齢者は生涯にわたって安定的な収入を得ることができます。この収入を活用してバリアフリー住宅や福祉サービス付きの住宅に住替えたり、第二の人生を楽しむため他の土地へ移住することができます。

JTIは民間金融機関と提携して移住先住宅の購入やリフォームのためのローンも提供しています。また、子育て世帯等への転貸は3年単位の契約で行われるので、高齢者が再度マイホームに戻ることもできます。

なお、マイホーム借上げ制度の対象は50歳以上の方のマイホームとなっていますが、平成20年度にはマイホーム所有者の年齢制限が撤廃される予定です。

■有限責任中間法人 移住・住みかえ支援機構(JTI)とは

JTIは、持家を所有する高齢者が、持家資産を有効活用して自らが希望するライフプランを実現するための移住や住替えを行う際の支援を目的に、平成18年4月13日に設立された有限責任中間法人です。JTIが高齢者から借上げた住宅の賃料の確実な支払いを保証するために、国が基金を設置して不測の事態に備えています。マイホーム借上げ制度の詳細はJTIのホームページ(<http://www.jti.jp>)をご覧下さい。



3 民間賃貸住宅に入居しやすい環境の整備

1 高齢者円滑入居賃貸住宅制度(高齢者が入居可能な民間賃貸住宅の情報提供)

高齢者円滑入居賃貸住宅は、高齢者の入居を拒否しない民間賃貸住宅に関する情報を知事が登録し、その情報を広く提供する制度です。登録された住宅は「高齢者円滑入居賃貸住宅(略称:高円貸)」と呼ばれ、その情報については各都道府県の住宅担当窓口のほか(財)高齢者住宅財団のホームページでも閲覧することができます。

■利用者にご覧いただける情報

- ・賃貸人の氏名又は名称、住所
- ・賃貸住宅の位置、戸数、規模、構造、設備、入居開始時期、家賃及び共益費、空室の有無
- ・高齢者向け優良賃貸住宅(住戸規模や設備等が一定水準以上の高齢者向け賃貸住宅として知事が認定したもの)に該当するか否か
- ・終身建物賃貸借契約の活用の可否

■(財)高齢者住宅財団が管理するホームページ

(<http://www.senpis-koujuuzai.jp/smooth/index.aspx>)

2 高齢者専用賃貸住宅制度(高齢者だけが入居可能な民間賃貸住宅の情報提供)

高齢者円滑入居賃貸住宅のうち、高齢者だけが入居できるものが「高齢者専用賃貸住宅(略称:高専賃)」です。高齢者専用賃貸住宅に関しては高齢者円滑入居賃貸住宅よりも詳細な情報が登録されており、各都道府県の住宅担当窓口のほか(財)高齢者住宅財団のホームページでも閲覧することができます。

■利用者にご覧いただける情報

- ・高齢者円滑入居賃貸住宅に関する情報項目に加え、
・敷金、その他入居時に受領する費用(前払家賃を除く)
・共同利用施設(居間、食堂、台所、収納設備、浴室)の有無
・介護その他日常生活支援サービスの提供の有無
・前払家賃の概算額及び保全措置の有無(前払家賃を受領する場合に限る)

■適合高齢者専用賃貸住宅～高齢者専用賃貸住宅と福祉施策の連携

高齢者専用賃貸住宅のうち、厚生労働省が定める基準に適合するものとして、その旨を知事に届け出たものは適合高齢者専用賃貸住宅(略称:適合高専賃)と呼ばれ、介護保険法上の特定施設として取り扱われます。この適合高専賃で介護事業を行なう事業者を特定施設入居者生活介護事業者として知事が指定した場合には、入居者は住宅に住み続けながらきめ細かな介護を受けることができます。

3 あんしん賃貸支援事業(高齢者、障害者、外国人、子育て世帯が入居可能な民間賃貸住宅の情報提供)

あんしん賃貸支援事業は、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の入居を受け入れることとする「あんしん賃貸住宅」、当該住宅等の仲介業務を行う「協力店」並びにこれらの世帯が入居・居住する際の様々な支援を行う「支援団体」に関する情報を都道府県が登録し、広く提供することによりこれらの世帯の居住の安定を支援する制度です。登録された情報は、各都道府県の住宅担当窓口のほか(財)高齢者住宅財団が管理するホームページ(<http://www.anshin-chintai.jp/anshin/index.do>)でも閲覧することができます。

■利用者にご覧いただける「あんしん賃貸住宅」に関する情報

- ・協力店の名称、住所、連絡先
- ・賃貸住宅の位置、戸数、規模、構造、設備、バリアフリー状況、入居開始時期、家賃、空室の有無 等

■利用者にご覧いただける「協力店」に関する情報

- ・協力店の名称、住所、連絡先 等

■利用者にご覧いただける「支援団体」に関する情報

- ・支援団体は、あんしん賃貸住宅の入居者や入居希望者に対して契約手続きの立合い、通訳、生活ルールの説明、電話相談、トラブル時の対応、医療機関等との連絡等の支援を行う公益法人、医療法人、NPO、任意団体、企業等の団体で、以下の情報が登録されています。
・団体名
・支援内容、費用の有無、支援対象エリア、連絡先 等

4 地域優良賃貸住宅制度(高齢者や障害者等のための優良な賃貸住宅の整備に対する助成)

地域優良賃貸住宅制度は、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構(略称:UR)、民間住宅事業者、社会福祉法人、医療法人等が高齢者や障害者等の生活に適した優良な賃貸住宅を整備・供給する場合に活用する国の助成制度です。この助成制度を活用して整備された地域優良賃貸住宅は、規模や設備等について一定以上の水準を有していますが、入居者には所得による制限があります。また、高齢者、障害者、子育て世帯以外の世帯について、どのような世帯を入居対象とするかは各地方公共団体が独自に定めることとなっています。なお、所得の低い世帯に対する家賃減額を行っているものもあります。

■入居できる世帯

収入分位80%(月収48.7万円)以下の高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯又は災害等特別な事情があり、地方公共団体が入居させることが適当なものとして地域住宅計画等に定めた世帯です。

■住宅の規模、設備等

- ・高齢者向け住宅:原則として25m²/戸以上
原則として各戸に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を設置、バリアフリー 等
- ・上記以外の住宅:原則として50m²/戸以上
各戸に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を設置 等

5 家賃債務保証制度(未払い家賃等についての保証制度)

家賃債務保証制度は、保証人がないために高齢者、障害者等が民間賃貸住宅に入居できないという事態を解消するための制度で、(財)高齢者住宅財団が高齢者円滑入居賃貸住宅又は高齢者専用賃貸住宅等への入居を希望する高齢者、障害者等に対して保証サービスを提供しています。

■保証内容

- ・保証対象及び保証限度額:未払家賃(家賃の6ヶ月分)、原状回復費用等(家賃の9ヶ月分)

・保証期間:2年間(更新可能)

・保証料:月額家賃の35%

6 終身建物賃貸借契約(生涯にわたって住み続けることが可能な賃貸借契約)

終身建物賃貸借契約とは、契約期間が終身にわたり、賃借人が死亡した時に契約が終了する賃貸借契約で、高齢者だけが活用することができます。ただし、どの賃貸住宅でも終身建物賃貸借契約を活用できるというわけではなく、あらかじめ知事の認可を受けた賃貸住宅に限定されています。

■終身建物賃貸借契約を活用できる者

- ・60歳以上の単身高齢者
- ・60歳以上の高齢者で同居者が配偶者若しくは60歳以上の親族であるもの又は当該高齢者と同居するその配偶者

■知事の認可を受けた賃貸住宅とは

- ・原則として25m²/戸以上、バリアフリー
- ・権利金その他の借家権の設定の対価を受領しない
- ・家賃の全部又は一部を前払い金として一括して受領する場合には保全措置が講じられている

4 公共賃貸住宅における暮らしやすい環境の整備

1 公共賃貸住宅のバリアフリー化

新たに整備する公営住宅やUR賃貸住宅等の公共賃貸住宅は、全戸バリアフリー仕様となっています。また、既存の公共賃貸住宅についても建替えや改善を行うことによりバリアフリー化を進めています。

2 公営住宅やUR賃貸住宅に入居しやすい環境の整備

公営住宅の入居に際しては、収入が一定水準以下であること、同居する親族がいること等の要件があり、公募と公正な方法により入居者を選考することとされていますが、高齢者等に対してはこれらの条件を緩和して一般の方々よりも入居しやすくしています。

イ) 単身入居

通常は公営住宅への単身入居は認められていませんが、高齢者、障害者、DV被害者等については単身での入居が認められています。

ロ) 収入基準の緩和

公営住宅は原則として収入分位25%(月収20万円)以下の世帯を対象としていますが、高齢者、障害者、子育て世帯等については知事等の判断により収入分位40%(月収26.8万円)にまで収入基準が緩和されています。

ハ) 優先入居

公営住宅やUR賃貸住宅の入居者の募集や選考に当たって、高齢者や障害者等の優先入居の取扱いを行う戸数枠の設定、当選倍率の優遇等により、これらの世帯が優先的に入居できるような配慮が行われています。

3 公共賃貸住宅団地における福祉環境の整備

公営住宅団地やUR賃貸住宅団地では、高齢福祉施設の一体的整備、生活援助員の配備等の取組みにより、高齢者や障害者の生活に配慮した福祉環境の整備を進めています。

イ) 身体状況の変化等に応じた住み替え

公営住宅の入居者が、加齢による身体機能の低下等のために低層階への住替えが必要な場合には、低層階の空住戸に住替えることができます。

ロ) シルバーハウジング・プロジェクト

シルバーハウジング・プロジェクトは、公営住宅団地やUR賃貸住宅団地に生活相談室を設置し、生活援助員(ライフサポート・アドバイザー)が駐在又は巡回して高齢者からの生活相談への対応、生活上の簡単な手助け等のサービスを提供するもので、既に800を超える団地で実施されています。

ハ) コレクティブ住宅

公営住宅やUR賃貸住宅では、共同で利用する居間、食堂、台所等を備え、複数の高齢者がプライバシーを保しながら共同生活を営むことができるコレクティブ住宅も供給されています。

ニ) グループホーム事業への活用

公営住宅やUR賃貸住宅をグループホーム事業者に賃貸し、認知症高齢者等を対象とするグループホーム事業が行われている団地もあります。

ホ) 福祉施設等の一体的整備

公営住宅やUR賃貸住宅では空家・空施設の福祉施設等への転用を促進とともに、大規模団地の建替え時には原則として福祉施設や子育て支援施設等の一体的整備を実施しています。

>>> 都道府県・政令指定都市の高齢者向け優良賃貸住宅担当課一覧

都道府県	部　署　名	電話番号
北海道	建設部住宅課	011-231-4111
青森県	県土整備部建築住宅課	017-734-9695
岩手県	県土整備部建築住宅課	019-629-5933
宮城県	土木部住宅課	022-211-3256
秋田県	建設交通部建築住宅課	018-860-2561
山形県	土木部建築住宅課	023-630-2641
福島県	土木部建築領域 建築指導グループ	024-521-7528
茨城県	土木部都市局住宅課	029-301-4759
栃木県	県土整備部住宅課	028-623-2483
群馬県	県土整備局建築住宅課	027-226-3717
埼玉県	都市整備部住宅課	048-830-5562
千葉県	県土整備部住宅課	043-223-3229
東京都	都市整備局住宅政策推進部 民間住宅課	03-5320-4967
神奈川県	県土整備部住宅課	045-210-6557
新潟県	土木部都市局建築住宅課	025-280-5443
富山県	土木部建築住宅課	076-444-3358
石川県	土木部建築住宅課	076-225-1777
福井県	土木部建築住宅課	0776-20-0506
山梨県	土木部住宅課	055-223-1730
長野県	住宅部住宅課	026-235-7339
岐阜県	都市建築部公共建築住宅課	058-272-1111
静岡県	県民部建築住宅局 住まいづくり室	054-221-3081
愛知県	建設部住宅計画課	052-954-6568
三重県	県土整備部住宅室	059-224-2720
滋賀県	土木交通部住宅課	077-528-4231
京都府	土木建築部住宅課	075-414-5356
大阪府	住宅まちづくり部 居住企画課	06-6941-0351
兵庫県	県土整備部住宅建築局 住宅管理課	078-341-7711
奈良県	土木部住宅課	0742-27-7546
和歌山県	県土整備部住宅環境課	073-441-3210
鳥取県	生活環境部住宅政策課	0857-26-7408
島根県	土木部建築住宅課	0852-22-5485
岡山県	土木部都市局住宅課	086-226-7527

都道府県	部　署　名	電話番号
広島県	都市部都市事業局住宅室	082-513-4164
山口県	土木建築部住宅課	083-933-3870
徳島県	県土整備部住宅課	088-621-2593
香川県	土木部住宅課	087-832-3584
愛媛県	土木部道路都市局 建築住宅課	089-912-2755
高知県	土木部住宅企画課	088-823-9860
福岡県	建築都市部住宅課	092-643-3731
佐賀県	県土づくり本部建築住宅課	0952-25-7164
長崎県	土木部住宅課	095-894-3101
熊本県	土木部住宅課	096-333-2547
大分県	土木建築部建築住宅課	097-506-4677
宮崎県	県土整備部建築住宅課	0985-26-7194
鹿児島県	土木部建築課	099-286-3738
沖縄県	土木建築部住宅課	098-866-2418

政令市	部　署　名	電話番号
札幌市	都市局市街地整備部 住宅課	011-211-2807
仙台市	都市整備局住環境部 住環境整備課	022-214-1269
さいたま市	建設局建築部住宅課	048-829-1520
千葉市	都市局建築部住宅政策課	043-245-5809
横浜市	まちづくり調整局住宅部 住宅整備課	045-671-4121
川崎市	まちづくり局市街地開発部 住宅整備課	044-200-2996
新潟市	建築部住環境政策課	025-228-1000
静岡市	都市局建築部建築総務課	054-221-1285
浜松市	建築住宅部住宅課	053-457-2456
名古屋市	住宅都市局住宅部 住宅企画課	052-972-2960
京都市	都市計画局住宅室 住宅政策課	075-222-3666
大阪市	都市整備局企画部 民間住宅助成担当	06-6208-9225
堺市	建築都市局住宅部 住宅まちづくり課	072-228-8215
神戸市	都市計画総局住宅部 住宅政策課	078-322-5574
広島市	都市整備局住宅部	082-504-2292
北九州市	建築都市局住宅部 住宅計画課	093-582-2592
福岡市	建築局総務部 都心居住・博多部振興室	092-711-4279



国土交通省

編集・発行：国土交通省 住宅局 住宅統合整備課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話：03-5253-8111（内線 39-357）

2008.1

1.9 文科初第125号
平成19年4月1日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長
錢 谷 真 美

(印影印刷)

特別支援教育の推進について（通知）

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあっては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関への周知にもご配慮願います。

記

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2. 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを發揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

（1）特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

（2）実態把握

各学校においては、在籍する児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実に行うこと。

（3）特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようになることが望ましいこと。

4. 特別支援学校における取組

(1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機

関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。
特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

(3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。
そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

5. 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、N.P.O等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディ

コーディネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第18条の2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

7. 教育活動等を行う際の留意事項等

(1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

(3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

(4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

(5) 進路指導の充実と就労の支援
障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

(6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

(7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

8. 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

【本件連絡先】
文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課（古川、富田、吉原）
TEL：03-5253-4111（内線3192）
03-6734-3192（直通）

参考情報

特別支援教育を推進するために、下記情報を参照されたい。

○ 関係法令・通知等

主な関係法令・通知等は下記のとおりである。

- ・「発達障害者支援法」（平成16年12月10日法律167号）
- ・「発達障害のある児童生徒等への支援について」（平成17年4月1日付け17文科初第211号文部科学省関係局長連名通知）
- ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（平成17年12月8日中央教育審議会答申）
- ・「学校教育法施行規則の一部改正等について」（平成18年3月31日付け17文科初第1177号文部科学省初等中等教育局長通知）
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成18年6月21日法律第80号）
- ・「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」（平成18年7月18日付け18文科初第446号文部科学事務次官通知）
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について」（平成19年3月30日付け18文科初第1290号文部科学事務次官通知）

○ ガイドラインの活用

教育委員会及び学校が、発達障害のある児童生徒への教育支援体制を整備する際には、文部科学省において作成した下記ガイドラインを参照されたい。このガイドラインには、校長、特別支援教育コーディネーター、教員等が具体的に行うべきことについても収録されている。

- ・「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/01/04013002.htm

○ インターネットによる情報

文部科学省及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の刊行物やホームページなどで提供する情報についても、下記により適宜参照されたい。

- ・文部科学省特別支援教育関係ホームページ：
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm
- ・独立行政法人国立特別支援教育総合研究所ホームページ：
<http://www.nise.go.jp/>
<http://www.nise.go.jp/portal/index.html>

子ども一人の教育のスタートに力を貸す！

とくべつじょえんきょういく

特別支援教育



文部科学省

特別支援教育は、子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指します!

学校全体で支援します!

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校では…

- 通常の学級も含め、学校全体で特別支援教育が実施されています。
- 通常の学級に在籍している障害のある子どもにも、障害に配慮し、指導内容・方法を工夫した学習活動を行います。
- 小学校・中学校には、「特別支援学級」や「通級による指導」の制度があります。
- 特別支援教育に関する「支援員」も広がっています。

これからを学校で進めるために…>

- 特別支援教育コーディネーターと呼ばれる教員が、福祉機関などの関係機関との連絡・調整を行ったり、保護者からのお問い合わせに対応します。
- 校内委員会などを設置して、支援の方法を検討するなど、学校全体で障害のある子どもを支援します。

通常の学級

通級による指導

通常による指導

交流及び 共同学習

相談

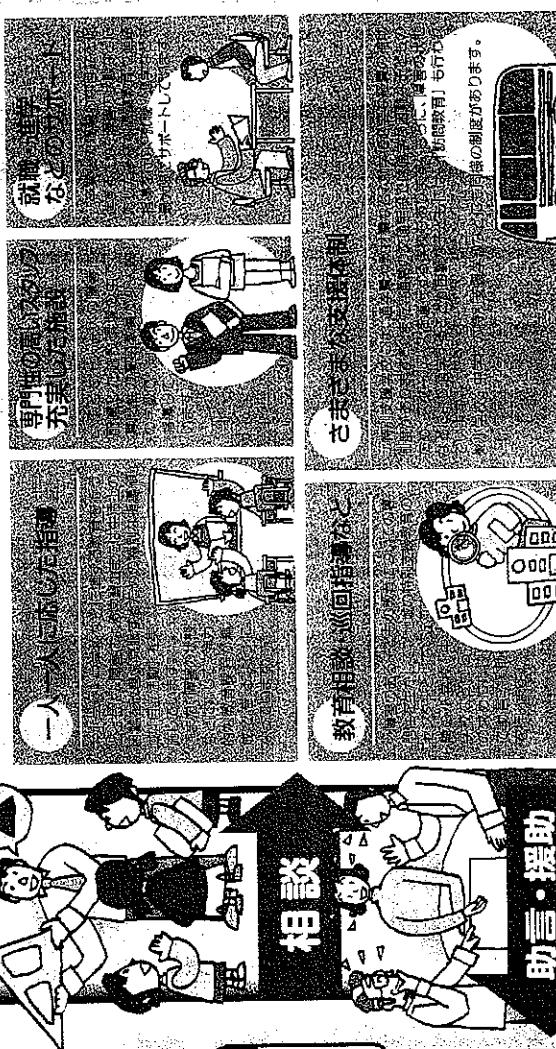
* 1 学校において障害のある子どもの个别や
学習を実施します。
* 2 特別支援教育担当教員は特別支援教育コーディネーター、通常教員、特別支援教育担当教員、特別支援教育担当教員、保健師、看護師、幼稚園教諭、幼稚園教諭、保健師、看護師、多能性障害者 AHD、肢体不自由、精神障害などと呼ばれています。全般的な支援体制を確立し、緊密な連携を図るなど障害のある子どもの実態把握や支援方針の統一を行います。

- LD・AHDについて詳しく18年

● 从今から新しく登録となります。

● 特別支援学校とは、障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれの幼稚部・小学部・中学部・高等部で行います。

対象：視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱



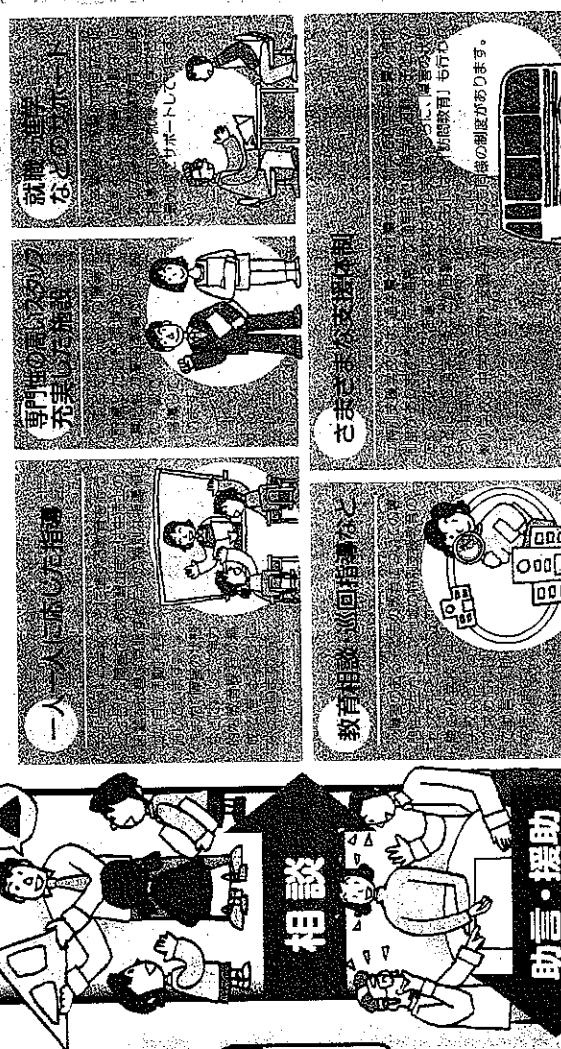
特別支援学校では…

専門性を生かした特別支援教育を行います!

専門性が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行います。

特別支援学校では、幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれの幼稚部・小学部・中学部・高等部で行います。

対象：視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱



連携

各学校はさまざまな関係機関とネットワークを作つて、子どもの成長に応じて一貫した支援をします!

医療

特別支援学校、幼稚園、小学校・中学校・高等学校、大学、中等教育学校、大学、教育委員会、教育センター

福祉

地方公共団体の保健担当部局、保健所・児童相談所、社会福祉協議会、障害者福祉センター、介護支援センター

労働

ハローワーク、地域の事業センター、障害者就業・生活支援センター

その他

NPO、団の会、地域の活動グループ

学校教育法に「特別支援教育」が位置付けられました!

盲学校・聾学校・養護学校は特別支援学校に変わりました。

(平成19年3月まで)

盲学校

(対象障害種)
視覚障害

聾学校

(対象障害種)
聴覚障害

養護学校

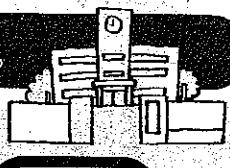
(対象障害種)
知的障害

養護学校

(対象障害種)
肢体不自由

養護学校

(対象障害種)
病弱・身体虚弱



(平成19年4月から) 特別支援学校は複数の障害種を対象とすることができます。

《例》

特別支援学校

(対象障害種)
視覚障害

特別支援学校

(対象障害種)
聴覚障害、知的障害

特別支援学校

(対象障害種)
知的障害、肢体不自由
病弱・身体虚弱

特別支援学校

(対象障害種)
視覚障害、聴覚障害
知的障害、肢体不自由
病弱・身体虚弱

など



※制度上は全て「特別支援学校」となりますが、以前の盲学校・聾学校・養護学校などの校名が残ることもあります。

今回の制度改正で……

- 地域のニーズに応じて、設置者(都道府県など)の判断で、**一つの障害種に対応した特別支援学校**だけではなく、**複数の障害種に対応した特別支援学校**のいずれもが設置可能になりました。
- 重複障害のある子どもに、より適切に対応できるようになりました。
- 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校においても、**通常の学級も含め、特別支援教育を行うことが明示**されました。

特別支援教育トピックス

一人一人に合った ていねいな支援のために

○個別の教育支援計画

障害のある子どもには、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を効果的に実施することが必要です。

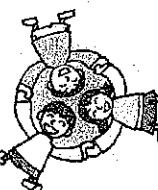
そこで、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画が必要となります。そのため、学校が中心となって「個別の教育支援計画」を作成します。作成に当たっては、医療・福祉・労働などの関係機関と連携するとともに、保護者の参画や意見を聞くことなどが求められています。

○個別の指導計画

障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応して工夫され、学校における指導計画や指導内容・方法を盛り込んだものが「個別の指導計画」です。一般に、単元や学期・学年ごとに作成されおり、それに基づいた指導が行われます。

●交流及び共同学習●

障害のある子どもが地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きる上で、障害のない子どもとの交流及び共同学習を通して相互理解を図ることが極めて重要です。



また、交流及び共同学習は、障害のある子どもにとって有意義であるばかりではなく、小学校・中学校などの子どもたちや地域の人たちが、障害のある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会でもあります。

交流及び共同学習は、具体的には、運動会や文化祭などの学校行事を中心に活動を共にしたり、児童会、生徒会活動、総合的な学習の時間、さらには、音楽や体育、図画工作(美術)などの学習においても実施されています。

特別支援教育は…

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援学校のみならず、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の通常の学級に在籍する発達障害のある子どもを含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもたちが在籍する全ての学校において実施されるものです。

障害のある子どもたちへの教育にとどまらず、多様な個人が能力を發揮しつつ、自立て共に社会に参加し、支えあう「共生社会」の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

平成19年4月に施行された改正学校教育法により、全ての学校において特別支援教育を推進することが法律上も明確に規定されました。

特別支援教育 Q&A

**Q 特別支援教育は、
発達障害のある子どもを
対象とした教育ですか？**

A 発達障害を含め、障害のある全ての子どもを対象とするものです。従来の「特殊教育」が障害の種類や程度に応じて特別な場で手厚い教育を行うことに重点が置かれていたことに対し、「特別支援教育」は障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うことに重点が置かれており、小学校・中学校の通常の学級に在籍する発達障害などのある子どもも含め、より多くの子どもたちの教育的ニーズに対応した教育を行います。

**Q 特別支援教育では、
障害のある子どもは
通常の学級で教育を受ける
ことになるのですか？**

A 特別支援教育は子ども一人一人の教育的ニーズに応じて、多様な教育の場が確保されています。具体的には、障害の状態に応じて、これまで同様、特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級などにおいて、きめ細かい教育を受けることができます。また、通常の学級に在籍している言語障害や発達障害などのある子どものためには「通級による指導」の制度もありますし、必要に応じて障害に配慮した指導を受けることもできます。さらに、支援員による支援も広がっています。

**Q 特別支援学校では、
全ての障害種に対応できる
ようになるのですか？**

A それぞれの特別支援学校がどのような障害を対象とするかについては、地域の実情などを踏まえて、設置者（都道府県など）が判断することになります。したがって、一つの障害種に対応する学校が設置されることもあります。複数の障害種に対応する特別支援学校が設置された場合でも、障害種ごとの学級でこれまで同様に専門性の高い教育が行われます。

**Q 発達障害とは、
どのような障害ですか？**

A 下記のような障害を総称して「発達障害」と呼んでいます。発達障害のある子どもは、障害による困難をかかえていますが、優れた能力を發揮する場合もあります。できる限り早期から適切な支援を受けることによって状態が改善することも期待されます。
主な発達障害の一般的な特徴は次のとおりですが、個人によっても様々です。

- LD(学習障害)……………知的発達に遅れはありませんが、聞く・話す・読む・書く・計算するなどの能力のうち、特定の分野に極端に苦手な側面が見受けられます。
- ADHD(注意欠陥多動性障害)……………注意力や衝動性、多動性などが年齢や発達に不釣り合いで、社会的な活動や学業に支障をきたすことがあります。
- 高機能自閉症・アスペルガー症候群……………相手の気持ちを察すことや周りの状況に合わせたりする行動が苦手であったり、特定のものにこだわる傾向が見られます。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1
(平成20年1月から 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 へ移転します)
E-mail : tokubetu@mext.go.jp

文部科学省ホームページに特別支援教育に関する情報が掲載されています。ぜひご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm



このパンフレットのコピーは自由です。広く関係者へお配りください。



あんしんとやすらぎの住生活

国土交通省と厚生労働省、地方公共団体等の連携による

あんしん賃貸支援事業

A N S H I N C H I N T A I



国土交通省
厚生労働省

「借りたいのに借りられない…」を サポートします。

高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の居住ニーズに対応し、
民間賃貸住宅ストックを有効活用することにより、よりスムーズな入居を、
より安定した住生活を応援します

あんしん賃貸支援事業は、民間賃貸住宅の市場において、
高齢者、障害者、外国人及び子育て世帯の入居を受け入れることとする
民間賃貸住宅に関する情報などを提供するとともに、
様々な居住支援サービスの提供を促すことにより、高齢者等の居住の安定確保と
安心できる賃貸借関係の構築を目的とし、国土交通省において実施する事業です。

高齢者等の入居をサポートする仲介事業者
として都道府県に登録された不動産店

あんしん賃貸住宅協力店

あんしん賃貸住宅の登録促進や仲介等を通じて
高齢者等の円滑な入居に関する助言等を行う
協力店に関する情報(名称・住所・連絡先等)

不動産関係事業者団体

協定を締結した団体又は支部等を経由

高齢者

高齢者等の入居を受け入れることとして
都道府県に登録された賃貸住宅

あんしん賃貸住宅

賃貸住宅に関する情報(賃貸住宅の所在地、
戸数・家賃・規模・構造・階数・バリアフリー状況等)



【対象】

高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯であって、家賃等を
適正に支払い、地域社会の中で自立
した日常生活を営むことができる方
(居住支援を受けることによって自
立することが可能となる方を含む。)

外国人

入居の円滑化及び居住の安定確保を支援
することとして都道府県に登録された団体

あんしん賃貸支援団体

社会福祉法人、NPO法人等があんしん賃貸
住宅への入居(希望)者等に対して行う、各種の
居住支援サービスに関する情報(団体名、
支援内容・対象エリア等)

登録機関(都道府県)

あんしん賃貸住宅／あんしん賃貸住宅協力店／あんしん賃貸支援団体の登録情報については、
都道府県が登録簿を閲覧に供するとともに、ホームページにより情報提供します。

あんしん賃貸住宅の情報はこちらから…

<http://www.anshin-chintai.jp/>

(財)高齢者住宅財団 TEL 03-3206-6437

高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進し、安心できる賃貸借関係の構築を実現するため、居住に関する各種サポートの提供を促します。

入居前の支援

■ 契約手続きの立ち会い



賃貸借契約の立会い及び介添えを行い、トラブルを未然に防止します。

■ 通訳派遣



言葉や生活習慣の違いによる不安や心配を解消し、トラブルを未然に防止します。

■ 生活ルール等の説明



集合住宅の住まい方や近隣への配慮事項など生活ルール等の説明により、トラブルを未然に防止します。

■ 市場慣行についての説明



複雑な市場慣行(一時金の性格など)を事前にきちんと理解してもらうことにより、退去時等のトラブルを未然に防止します。

入居後の支援

■ 電話相談



借主、貸主のいずれかが困っているときに、電話での相談に応じ、不安や悩みの解消を図ります。

■ トラブル時の対応



トラブルが生じた際に、対応の手助けをして迅速かつ確実な解決を図ります。

■ 見守り・医療機関との連携



電話等による安否確認や、服薬に係る相談対応などを行うとともに、必要に応じて医療機関に連絡等を行い、事故等を未然に防止します。

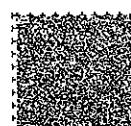
■ 緊急時の対応



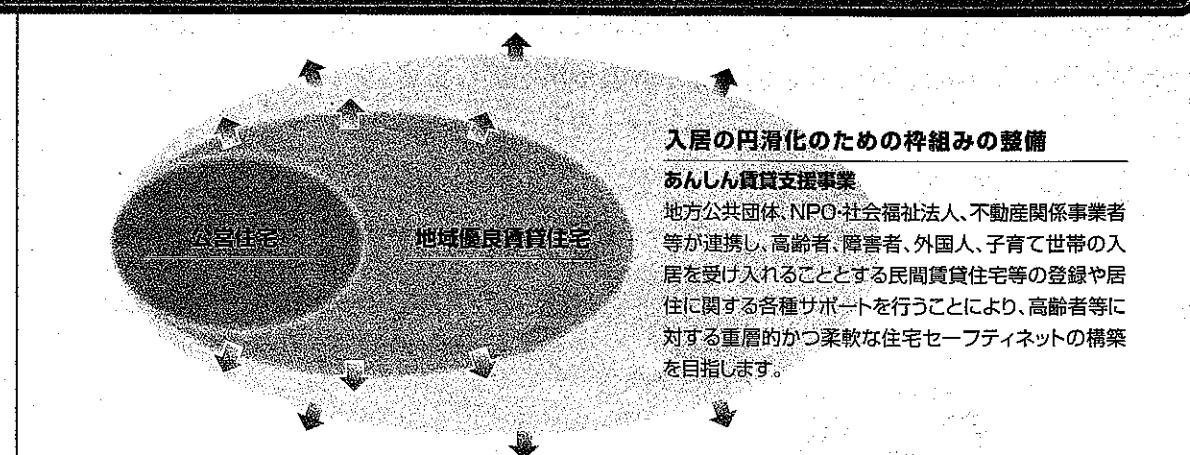
入居者が事故、死亡等に至った際の関係行政機関、連帯保証人、緊急連絡先等への連絡、相談等をサポートします。

※地域により支援メニューは異なります。(地域ごとの支援メニューは「あんしん賃貸住宅」のホームページに掲載されています。)

※支援サービスには有料のものがあります。△あんしん賃貸住宅への入居に際しては、通常の入居審査を経る必要があります。



住宅セーフティネットの機能向上



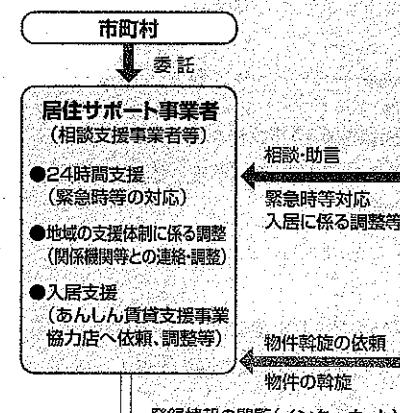
厚生労働省による「居住サポート事業」との連携 ~障害者の賃貸住宅への入居支援~

障害者自立支援法が目指す障害者の地域生活移行の推進を実現するためには居住の場を確保することが重要であり、賃貸住宅への入居を支援する観点から、厚生労働省において地域生活支援事業の一環として「住宅入居等支援事業(居住サポート事業)」を推進しています。なお、障害者の民間賃貸住宅への入居の円滑化を図るためにも、各自治体・地域における福祉部門と住宅部門が連携して、居住サポート事業とあんしん賃貸支援事業を推進することが不可欠と考えられます。

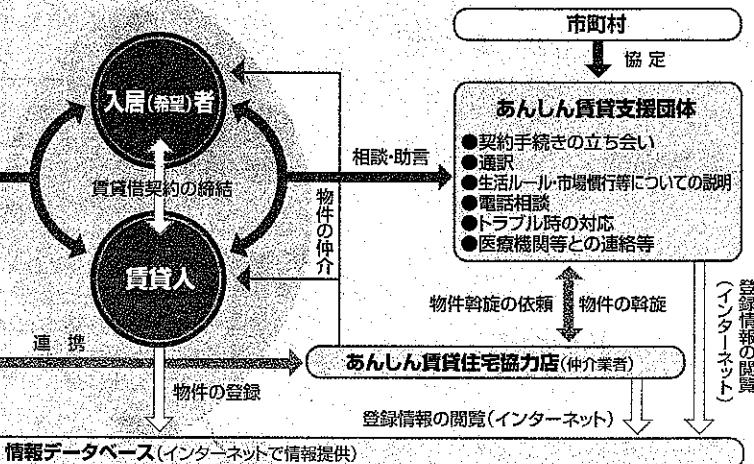
「居住サポート事業」と「あんしん賃貸支援事業」の連携のあり方(例)

- ①あんしん賃貸住宅の登録促進及び情報の提供等については、あんしん賃貸支援事業の協力店(仲介業者)が行う。【住宅部門が担当】
- ②障害者の居住支援(緊急時等の対応、地域の支援体制に係る調整等)については、居住サポート事業者(相談支援事業者等)が行う。【福祉部門が担当】(地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行う。)
- ③入居時の支援(入居に係る調整、契約時の立ち会いその他相談・助言等)は、必要に応じて協力店と居住サポート事業者が連携して行う。【連携】

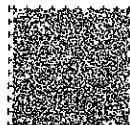
【居住サポート事業】



【あんしん賃貸支援事業】



これは視覚障害の方への配慮として、音声で情報提供するためのSPコードです。
SPコードは、専用読取機により記録されている情報を音声で聞くことができます。



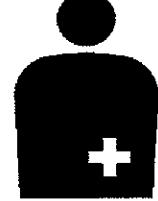
国土交通省

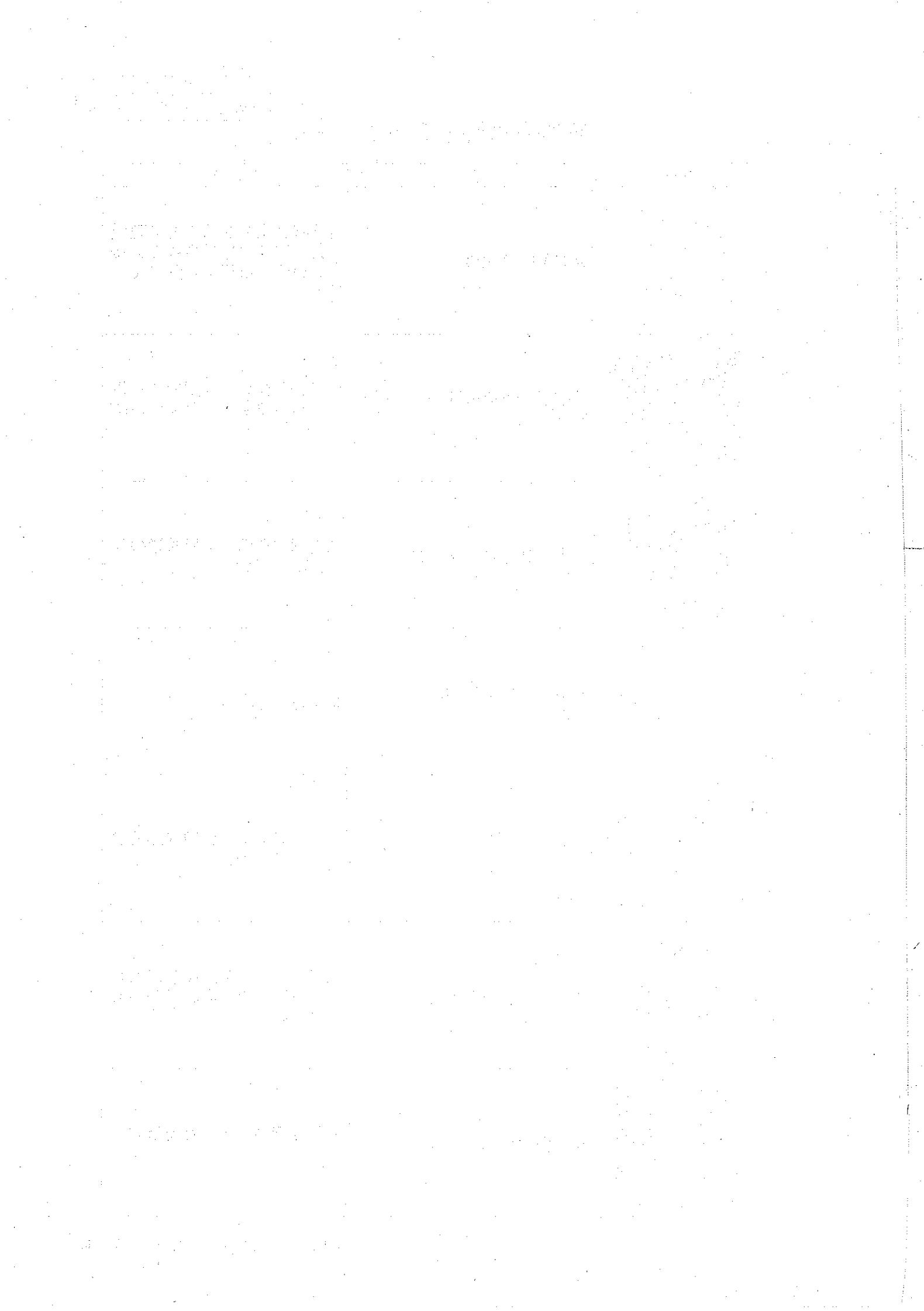
住宅局住宅総合整備課
TEL 03-5253-8111

厚生労働省

雇用均等・児童家庭局総務課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
老健局振興課
TEL 03-5253-1111

障害者に関する主なマーク

マーク	名称	意味
	身体障害者標識	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク
	障害者のための国際シンボルマーク	障害者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に表すためのマーク
	盲人を表す国際マーク	視覚障害を示す世界共通のシンボルマーク
	聴覚障害者シンボルマーク(国内)	聴覚障害を表すマーク
	ほじょ犬マーク	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマーク
	オストメイトマーク	人工肛門・人工膀胱を使用している方のための設備があることを表しているマーク
	ハートプラスマーク	内部障害があることを示すマーク



相談支援ファイルとは

- 相談支援ファイルとは、早期から就労に至る一貫した支援のために、行政が保護者に渡し、保護者が所持するファイルである。

＜これまでの問題点＞

- 発達障害者支援法の要請である「早期発見・早期支援」を実現するためには、保護者や本人を支援する関係者（医療、保健、福祉、保育、教育関係者）が、バラバラに対応するのではなく、連携して行う必要があるが、現実には情報の共有などの面で困難を伴っている。

相談支援ファイルの作成・配付

（特徴）

- 市町村が作成・配付
- 保護者が保持
- 内容・対象児のプロフィール
 - ・個別の教育支援計画
 - ・子ども成長の様子
 - ・医師の診断記録
 - ・相談記録など



（期待される効果）

- ・一貫した支援の推進
- ・保護者の外部説明の援助
- ・保護者への情報提供
- ・情報の共有・保持
- ・行政の責任ある対応など

